文京区生物多様性地域戦略

生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち



地球上に育まれてきたいのちは、一つひとつに違いがあり、さまざまなつながりを持っています。この生物多様性がもたらす恩恵は、将来にわたり享受できるよう、未来に引き継ぐ必要があります。

こうした生物多様性の重要性から、生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)では「名古屋議定書」が採択され、自然と共生する世界を実現することを目指す新たな国際目標である「愛知目標」が決定されました。

また、国連サミットで採択された、持続可能な開発目標であるSDGsにおいては、生物多様性と関わりが深いゴールが定められました。

都心に位置する文京区で暮らす私たちも例外ではなく、エネルギーや食料、 水等、国内外の生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられています。

このような状況を踏まえ、生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取る ことにより、自然と共生した持続可能な社会を実現することを目的として、「文 京区生物多様性地域戦略」を策定しました。

本戦略では、文京区が目指す生物多様性都市ビジョンとして「生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち」を掲げ、4つの基本目標とそれに関連する施策の方向性及び施策を定めています。

本戦略を推進するためには、区が総合的に施策を展開してまいりますが、区 民・団体・事業者の各主体が、本戦略に示した取組に対して行動し、相互に連 携・協働していくことが必要になります。

今後も皆様とともに、本戦略の着実な推進に努めてまいりますので、一層の ご理解とご協力をお願いします。

結びに、本戦略の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました区 民・団体・事業者の皆様、「文京区生物多様性地域戦略協議会」で熱心なご議論 をいただきました委員の皆様に、改めて厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

文京区長 成澤廣修

目 次

第1章 戦	略の基本的な考え方	1
第1節	戦略の基本的な考え方	2
(1)	背景	2
(2)	目的	2
第2節	戦略の枠組み	3
(1)	位置付け	3
(2)	対象地域	3
(3)	計画期間	3
第2章生	物多様性の現状と課題	5
第1節	生物多様性の重要性	6
(1)	生物多様性とは	6
(2)	生物多様性の4つの危機	8
(3)	私たちの暮らしと生物多様性の関係性	9
(4)	国内外の取組の現状	14
(5)	SDGs (持続可能な開発目標) での考え方	17
(6)	地域戦略を策定することによる効果	19
第2節	区内の生物多様性の現状と課題	20
(1)	文京区の生物多様性の「過去」と「現在」	20
(2)	文京区に生息する生きものの状況	33
(3)	文京区のビオトープの現状	36
(4)	区内における取組の状況	51
(5)	生物多様性の課題	60
第3章 戦	略の目標	65
第1節	文京区が目指す生物多様性都市ビジョン	66
第2節	基本目標	70
第4章 施	策の方向性	71
第5章 行	動計画	95
第1節	区民の行動	96
第2節	事業者の行動	100
(1)	事業者共通の行動	100
(2)	事業活動ごとの行動	102

第6章	戦略	8の推進	107
	第 1 節 推進体制 108		
第21	節進	行管理	109
	(1)	進行管理の基本的な考え方	109
	(2)	進行管理指標の設定	109
	(3)	施策実施時期	111
資料編			115
	(1)	検討経過	116
	(2)	# ² 用語集	119

□ コラム目次 □

エコロジカル・フットプリント10	0
身近な生物多様性1	2
文京区にも田んぼがあった!~文京の米づくり~2	2
過去と現在の生きもの	4
文学と生物多様性3	1
生物多様性都市ビジョンについての意見交換会6	4
身近な生物多様性をシェアする『文の京生きもの写真館』7	6
手づくりビオトープの取組方法8	8
暮らしに必要な生物多様性のために私たちができること9	9
原材料調達~輸送~販売を通じた事業者の具体的な行動10	5

※1 「ビオトープ」の定義について

本戦略で使用されている「ビオトープ」とは動植物の生息場所を示す用語です。

一般的には、都市や農村、山林等も含むあらゆる場所において生きものの棲み着くことのできる場所を示すことから、区内においても大規模な公園や庭園等に限らず、街路樹や施設の外構、住宅のみどり等もビオトープと表現することができます。

※2 用語解説について

本文中の語句の末尾に「*」があるものは、資料編の用語集に用語解説があります。

第1章 戦略の基本的な考え方

第1節 戦略の基本的な考え方

第2節 戦略の枠組み



第1章 戦略の基本的な考え方

第1節 戦略の基本的な考え方

(1) 背景

人間の営みは、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられています。都心に位置する文京区で暮らす私たちも例外ではありません。日々の暮らしに欠かせないエネルギーや食料、水をはじめとして、木材や医薬品の原材料等、さまざまな恩恵を国内外の生物多様性から受けています。

また、身近な緑による癒しや快適性も生物多様性の大切な恩恵の一つです。文京区には、 地形と歴史に育まれた豊かな緑が存在し、私たちにこの恩恵を授けてくれます。台地や崖線* に残る緑、神社・仏閣や大名屋敷跡地の古い緑や池、復興や開発により造られた新しい緑、 下町の路地裏の小さな緑等、多様な緑が分布しています。

一方で、生物多様性は、人間活動や地球温暖化等の気候変動*等により急速に失われつつ あります。

区内で消費される食料や木材は、ほとんどを区外から調達しており、間接的にその土地の生物多様性に影響を与えています。また、近年急速に進みつつある地球温暖化の大きな要因は、暮らしや事業活動における化石燃料の消費であり、エネルギーの一大消費地である文京区も、地球全体の生物多様性への影響は否定できません。

このようなことから、文京区民を含む世界人口の半数以上を占める都市住民は、生物多様性のもたらす恩恵を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務があります。私たち一人一人が、自分自身の問題として向き合い、持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すことが求められています。

(2) 目的

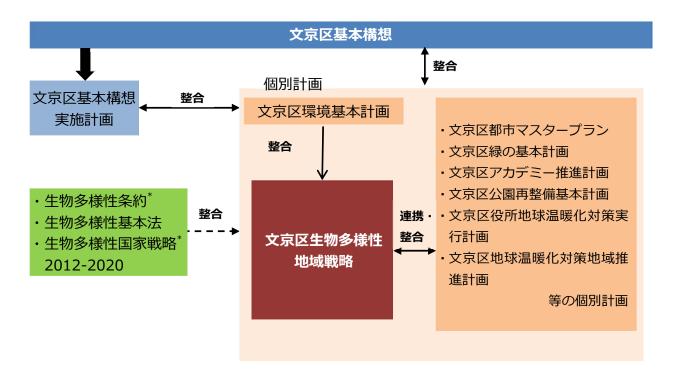
身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の発展・再生の バランスを取ることにより、自然と共生した持続可能な社会を実現することを本戦略の目 的とします。

第2節 戦略の枠組み

(1) 位置付け

本戦略は、生物多様性基本法*に基づく計画であるとともに、文京区環境基本計画における自然共生分野の個別計画として位置付けられます。

また、生物多様性の保全は、多岐にわたる分野との連携が重要となることから、関連計画との連携・整合を図り推進していきます。



<文京区生物多様性地域戦略の位置付け>

(2) 対象地域

本戦略では、文京区全域を対象とします。

(3) 計画期間

本戦略は、平成 31(2019)年度から平成 40(2028)年度までの 10 年間を計画対象期間とします。

第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 生物多様性の重要性

第2節 区内の生物多様性の現状と課題



第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 生物多様性の重要性

(1) 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種類もの生きものがいると言われており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合って存在していることを「生物多様性」といいます。この生物多様性には 3 つのレベルの多様性と、4 つの生態系*サービスがあります。

1) 生物多様性の3つのレベル

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があります。

く生物多様性の3つのレベル>

	ヘエーの多一体 圧の 3 つの レ・ハレ	
3 つのレベル	内容	
生態系の多様性	いろいろなタイプの自然が、それぞれの地域	: 1
	に形成されていることです。	
	日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川	
	等多様な自然があります。	
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリア等	An Other Accounts
	が生息・生育していることです。	Carles 1
	地球上には 3,000 万種、日本だけでも 30 万	
	種を超える生きものが存在すると推定され	
	ています。	
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝	
	子レベルでは違いがあることです。	STRE
	例えばアサリの貝殻の模様が千差万別であ	
	ること等です。	and rose

2) 4つの生態系サービス

これらの生物多様性がもたらす恵みは、私たちの暮らしにも直結しています。例えば、私 たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定等、生物多様性を基盤とする生態系から得られ る恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。

私たちの暮らしは、以下に示す4つの「生態系サービス」を受けており、都市に暮らす文 京区民も例外ではありません。生物多様性が失われた場合にはこれらの適切なサービスが 受けられなくなる恐れがあり、人間の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。



出典)「生物多様性広報パネル」(環境省)より作成

<生物多様性の恵みのイメージ>

(2) 生物多様性の 4 つの危機

現在、生物多様性は以下の4つの危機にさらされており、自然状態の約 100~1,000 倍のスピードで種の絶滅が進んでいます。

第1の危機: 開発や乱獲等、人間活動による負の影響

- ・ 日本では、高度経済成長期に急速に大規模な開発や改変が行われ、森林、農地、 湿原、干潟といった生態系の規模が著しく縮小しました。
- ・ 観賞用や商業的利用による乱獲、盗掘、過剰な採取等の直接的な生きものの採取 により、個体数が減少しました。
- ・ 生態系の規模の縮小は、農産物や水産物の供給サービスの減少にもつながっています。

第2の危機:里地里山*の荒廃等、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響

- ・ 管理の行き届いていない森林は、日当たりを好む種の生育場所が失われ、生物多 様性の減少につながります。
- ・ 人工林の手入れ不足等の増加に伴い、整備が行われなくなった森林が増えたことにより、水源滋養*や土砂流出の防止等の公益的機能が低下する場合があります。
- ・ 里地里山での人間の働きかけの縮小により、野生生物との軋轢が生じ、クマ類による負傷等のディスサービス*が増加しています。

第3の危機:外来種*や化学物質等、人間により持ち込まれたものによる影響

- ・ 外来種の侵入・定着は、在来種*にとって生息・生育場所が奪われたり、交雑による遺伝的かく乱等の影響を及ぼします。また、いったん拡大した外来種の分布を抑えることも容易ではありません。
- ・ 化学物質は私たちの生活に欠かすことのできないものである一方で、自然分解されにくい化学物質が食物連鎖を通じて野生生物や人に影響を及ぼすことが懸念されています。

第4の危機:地球温暖化等、地球環境の変化による影響

- ・ 地球温暖化等の気候変動が、生きものの分布の変化や生態系へ影響を及ぼしています。
- ・ 海洋・沿岸では海水温の上昇等によるサンゴの白化が起きており、高山では樹木が侵入し高山草原を急速に減退させています。また、高山の積雪量の減少によりシカが容易に侵入するようになると、樹木や植生へ被害を与え、高山一帯の生態系にも影響が生じます。
- ・ 感染症を媒介する蚊の分布域が北上することで、感染する可能性のある地域が広がり、人の健康への被害が増加することも考えられます。
- ・ 今後、急速な気候変動が生きものや生態系が対応できるスピードを超えた場合、 種の多くが絶滅するリスクがあると予測されています。

(3) 私たちの暮らしと生物多様性の関係性

私たちの暮らしは、たくさんの生態系サービスを受けて成り立っています。

私たちの生活が、どれぐらい地球や環境に負担を与えているかを表す指標(エコロジカル・フットプリント*)を使うと、世界中が日本人と同じ生活をして資源を消費した場合、地球 1 個分の生産量に対して、地球 2.8 個分が必要になると言われています。生物多様性が失われると、これらの適切なサービスが受けられなくなる恐れがあり、人間の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。

4 つの生態系サービスと、私たちの日常生活や事業活動が与えている影響を紹介します。

コラム

エコロジカル・フットプリント

私たちの生活が、どれぐらい地球や環境に負担を与えているかを表す指標として「エコロジカル・フットプリント」があります。

これは、私たちが消費する資源(木材、農産物・水産物等の食料、水等)を生産し、社会・経済活動から発生する二酸化炭素を吸収するのに必要な生態系サービスの総量のことです。



出典)「地球1個分の暮らしの指標」(WWFジャパン)

出典)「地球1個分の暮らしの指標」(WWFジャパン)

世界中が日本人と同じ生活をすると…

この指標を基に、世界中が日本人と同じ生活をして資源を消費した場合、地球 1 個分の 生産量に対して、地球 2.8 個分が必要になると言われています。私たちの便利で豊かな生 活は、地球が本来もっている木材や漁業、耕作地等の生産力や、二酸化炭素の吸収力を超 えて生活している状態なのです。

地球1個分の暮らしを目指して「3本の矢」に取り組もう!

エコロジカル・フットプリントを減らし、地球1個分の生産量で暮らすために公益財団 法人世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) では「選・減・新」という「3本の矢」 に例えた3つの視点からの取組を提案しています。



1) 私たちの暮らしと4つの生態系サービス

区内のまちなかや、私たちの身近な暮らしの中にも、生物多様性の恵みである「生態系サービス」が数多く存在します。

基盤サービス(供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス)

①酸素の供給	②土壌の肥沃化
樹木や植物の光合成によって、空気中に	土壌生物*や微生物による有機分解によ
酸素が供給されます。	り、土壌が豊かになります。
③水環境	
土壌から植物、大気、雨へと通じた水循	
環により、川や湧水等が形成されていま	
す。	

供給サービス(食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、人の生活に重要な資源を供給するサービス)

①農産物、水産物等の食料	②医薬品や品種改良
多種多様な農産物や水産物も、豊かで健	生物多様性がもたらす遺伝的多様性が医
全な生物多様性があることで生産され	薬品の開発や品種改良等に役立っていま
ています。	す 。
③技術革新	④木材
自然界の形態や機能を模倣したり、着想	木材は、建築材や紙として日常生活で幅
を得たりするバイオミミクリー(生物模	広く利用されています。また、薪やペレ
倣)によって、技術革新が進められるこ	ット等の暖房の燃料としても活用されて
とがあります。例えば、新幹線の形状は、	います。
カワセミのクチバシから着想を得てい	
ます。	

調整サービス(気候の緩和、洪水の抑制、水の浄化等の環境を制御するサービス)

①都市環境の質の調整	②土壌の流出防止
街路樹等の樹木や植物によって、騒音の	草や樹木があることで、雨風による土壌の
低下及びヒートア	流出を防いでいます。
イランド現象 [*] の	
緩和につながって	
います。	

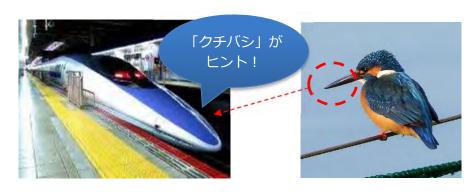
コラム

身近な生物多様性

新幹線 500 系はカワセミのクチバシから生まれた~バイオミミクリー(生物模倣)~

私たちの身近には、生きものの形態や機能を模倣したり、着想を得たりして作られたものが数多くあり、これらはバイオミミクリー(生物模倣)と言われています。

例えば新幹線 500 系の形状は、カワセミのクチバシから着想を得ています。新幹線の高速化を実現する上で、トンネルに突入すると大きな音が発生することが課題でした。これは、開けた空間から狭いトンネル内に突入することで、空気抵抗に大きな変化が生じることが原因です。飛ぶ宝石とも言われる美しい姿をしたカワセミは、クチバシが細長く、水しぶきが極めて少ない状態で水中に飛び込んで魚を獲ることができます。このクチバシの形状に着想を得て、新幹線 500 系の形状に応用され、騒音の問題を解決することができました。



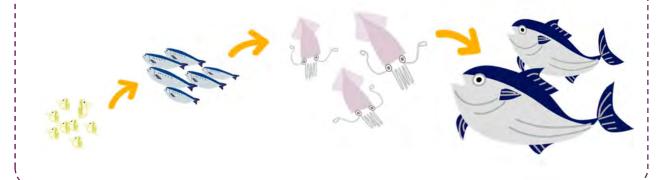
新幹線 500 系とカワセミ

スーパー等の魚売り場は生物多様性の縮図!?

スーパー等の魚売り場では、イワシやサンマ等の小さな魚から、マグロやカツオのような大型の魚まで多種多様な魚を目にすることができます。

一般的に、海に棲む生きものは体が大型になるほど大きな餌を必要とします。例えばマグロやカツオはエサとしてイカや小魚を食べ、イカは小魚を食べます。その小魚は小さな動物プランクトンを食べています。このような生きものの関係を「食物連鎖」と言います。

つまり、私たちが食べているマグロやカツオは、小さなプランクトンが豊富に存在する 生物多様性に富んだ海で育まれ、私たちの食を豊かなものにしてくれるのです。



文化的サービス(精神的充足、美的な楽しみ、レクリエーションの機会等を与えるサービス)

①四季	②キャラクターのモチーフ
「文京さくらまつり」や「文京つつじま	子どもたちに人気のあるアニメ・ゲームの
つり」等、生物多様性を通して四季を感	キャラクターが、生きもののデザインをモ
じることができます。	チーフにしていることも多くあります。
③文化	④歴史
文京区にゆかりのある歌人や俳人が詠	室町時代からあったと言われている樹齢
んだ歌には、区内の植物が登場します。	600 年以上の文京区
例えば、明治から大正まで 50 年以上文	内で一番大きなクス
京区ですごした歌人・窪田空穂は、区内	ノキは、歴史の深さ
のサクラを見て詠んだ歌や、目白台のイ	を伝えてくれます。
チョウ等を詠んだ歌等、文京区の植物が	
登場する歌を残しています。	

参考文献: 宮下 直(2016)『となりの生物多様性-医・食・住からベンチャーまで』工作舎 参考: 文京ふるさと歴史館特別展『季節のうた-歌人窪田空穂 生誕 140 年・没後 50 年-』の展示内容 より作成

2) 区民生活や区内における事業活動等が生物多様性に与えている影響

私たちは、日常的な消費行動や生産活動等を通じて、区内の生物多様性だけでなく、遠く離れた土地の生物多様性にまで影響を与えています。

【区民生活や区内における事業活動がもたらす生物多様性の危機】

第1の危機: 開発や乱獲等、人間活動による負の影響

- ・ 都市基盤の更新等の際には、生きものの生息・生育空間に一定の影響を与える可能性があります。
- ・ 区内で消費される食料は、そのほとんどを区外から調達しています。例えば、山 を切り開いて作られた農地で、大量の農薬を使って育てられた野菜を購入するこ とは、間接的にではありますが、その土地の生物多様性に影響を与えています。
- ・ 紙や建築資材等、さまざまな形で利用される「木材」の多くも海外からの輸入に 依存しています。海外では、自然環境への配慮に乏しい林業も依然として多く、 そのような場所で生産された木材や商品を区内で使用することも、間接的ではあ りますが、大きな影響を及ぼしていると言えます。

第2の危機:里地里山の荒廃等、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響

・ 適正に管理された里地里山は生きものの宝庫です。しかし、海外の安価な木材や 農産物に押され、国内では里地里山の荒廃が増加しています。外国産の農産物や 木材商品等を購入することは、間接的に国内の里地里山の荒廃に影響を及ぼして いると言えます。

第3の危機:外来種や化学物質等、人間により持ち込まれたものによる影響

・ 区内の水辺では、ミシシッピアカミミガメやウシガエル、アメリカザリガ二等の 外来種をよく見かけます。また、メダカもよく見られますが、区の調査で確認さ れたメダカは人為的な放流等により定着したと思われるものでした。これらはす べて、人間の都合で野外に放逐されたものが繁殖・定着したものであり、区民等 の行動と深く関係しています。

第4の危機:地球温暖化等、地球環境の変化による影響

・ 地球温暖化等気候変動の大きな要因は、暮らしや事業活動における化石燃料の消費です。文京区はエネルギーの一大消費地であり、地球温暖化等への影響は否定できません。地球温暖化等は地球全体の生物多様性に大きな影響を与えており、私たちの暮らしや事業活動による影響も一定程度含まれていると言えます。

(4) 国内外の取組の現状

1) 国際的な動向と我が国の取組

生物多様性の問題に対する国際的な動きとして、平成 4 (1992) 年に「生物多様性条約」が採択され、翌年発効されました。平成 22 (2010) 年に日本の愛知県で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議*(COP10) では、遺伝資源へのアクセスと利益配分の着実な実施を確保するための手続を定めた「名古屋議定書」が採択されました。また、平成 62 (2050) 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、平成 32 (2020) 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標である「愛知目標」が設定されました。

我が国では平成 7(1995)年に最初の生物多様性国家戦略を策定しました。平成 20(2008)年に「生物多様性基本法」を制定し、4度の生物多様性国家戦略の策定を経て、平成 24(2012)年に、COP10で掲げられた「愛知目標」を達成するための国別目標等を盛り込んだ「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。この国家戦略では、平成 32(2020)年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として以下の5つの基本戦略を定めています。

【生物多様性国家戦略 2012-2020 5 つの基本戦略】

- ◇ 生物多様性を社会に浸透させる
- ◇ 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ◇ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ◇ 地球規模の視野を持って行動する
- ◇ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

平成 28 (2016) 年にメキシコのカンクンで開催された国連生物多様性会議では、閣僚級会合で、生物多様性の保全および持続可能な利用の主流化について閣僚間で議論や経験の共有が行われ、「カンクン宣言」が採択されました。また、生物多様性条約第 13 回締約国会議(COP13) では、「とりわけ農林水産業および観光業における各種セクターへの生物多

様性の保全および持続可能な利用の組み込み」を主要テーマとして、生物多様性の主流化を 含む広範な事項について議論され、37の決定が採択されました。

平成 30 (2018) 年にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された国連生物多様性会議では、閣僚級会合で、「エネルギー・鉱業、インフラ分野、製造・加工業及び健康分野における生物多様性の主流化」をテーマに、議論や経験の共有が行われ、「シャルム・エル・シェイク宣言」が採択されました。また、生物多様性条約第 14 回締約国会議 (COP14) で、「人間と地球のための生物多様性への投資」をテーマとして、生物多様性の主流化や、生物多様性の新たな世界目標となる、ポスト 2020 目標の検討プロセス等、39 の決定が採択されました。

<生物多様性に関する国内外の主な動向>

年	国際的な動向	国の動向
平成 4	「生物多様性条約」採択	「生物多様性条約」署名
_(1992)年		
平成 5	「生物多様性条約」発効	「生物多様性条約」締結
_(1993)年		
平成 <i>7</i>		「生物多様性国家戦略」策定
_(1995)年		
平成 14		「新・生物多様性国家戦略」策定
(2002)年		
平成 19		「第三次生物多様性国家戦略」策定
(2007)年		
平成 20		「生物多様性基本法」制定
_(2008)年		
平成 22	「生物多様性条約第 10 回締約国会議」	「生物多様性国家戦略 2010」策定
(2010)年	(COP10) (日本 愛知) にて「名古屋議定書」	
	「愛知目標」採択	
平成 <i>24</i>		「生物多様性国家戦略 2012-2020 」策定
(2012)年		
平成 28	「生物多様性条約第 13 回締約国会議」	
(2016)年	(COP13) (メキシコ カンクン)	
平成 30	「生物多様性条約第 14 回締約国会議」	
(2018)年	(COP14) (エジプト シャルム・エル・シェイク)	

2) 東京都の取組

東京都では、生物多様性に関する国際的な危機意識の高まりや、緑施策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 24 (2012) 年 5 月に生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開〜生物多様性の保全に向けた基本戦略〜」を策定しました。

平成 28 (2016) 年には「東京都環境基本計画」を改定し、5 つの政策の柱の一つに「自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承」を掲げ、政策を展開していくこととしています。

「東京都環境基本計画」では「生物多様性の保全・緑の創出」と「生物多様性の保全を 支える環境整備と裾野の拡大」の 2 つの施策を掲げ、それぞれについて目標と施策の方向 性を示しています。

1 生物多様性の保全・緑の創出

●公園整備や、民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する。

日 標

目標

◆ 生物多様性に配慮した銀化を推進し、生きものの生息空間を拡大する。 ◆ 荒廃した多摩の森林の針広混交林化を進め、動植物の生息・生育空間の復活を図る。 ◆ 保全地域において希少種対策を強化する。 (2024年度に全地域) ◆ 野生生物の適正管理を推進し、生態系や生活環境等への影響の軽減を図る。 主な施策の方向性 あらゆる都市空間における縁の劇出 エコロジカル・ネットワークの構築 花と緑による緑化の推進 在来種植栽の推進 【例如新州化】 【在来種植栽を実施した公園】 ≫在来種選定ガイドラ 向け、民間事業者等 の緑化を支援するな ど、花と緑による植 イン等により生態系に配慮した緑化を推 進、区市町村が実施する在来種植栽を 裁を推進し、環境と 調和した都市東京の 支援 魅力を向上 開発許可制度による緑地確保 多摩の森林の針広混交林化と生物の生息・生育空間の復活 【關伐により再生された森林】 ≫自然地を一定規模 ≫針広混交林化による **■** (開発許可制度(イメージ)) 以上含む敷地での 生物の生息・生育空 開発では、緑地の確保等の義務付け 間の復活が重要 ≫間伐・枝打ち等によ により、生物多様 性に配慮した開発 り森林の公益的機能 を向上させる。 計画を指導 及び野牛牛物の調正管理 保全地域における希少種保全対策の強化 区市町村と連携した外来種等防除の推進 【希少種保全対策(フェンス柵)】 ≫監視カメラの設置等 ≫区市町村等と連携しな がら外来種対策や、森林病害虫の防除を実施 による希少種保全対 ≫保全団体へアドバイ ≫人的被害を及ぼす外来 生物については、緊急 ザー派遣等の支援を 強化 的な駆除の体制を整備

2 生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大

●世界自然遺産である小笠原諸島の自然環境を将来にわたり守り続ける。

●保全地域等での自然体験活動参加者数を、2024年度に延べ3万人に、2030年度に延べ5万人にする。●自然公園の潜在的な魅力を振り起こし、豊かな自然環境や歴史・文化の保全を図るとともにその利用を促進する。



出典)「東京都環境基本計画概要版」(東京都、平成28年3月)

く「東京都環境基本計画」で掲げる目標と主な施策の方向性>

(5) SDGs^{*} (持続可能な開発目標) での考え方

平成 27 (2015) 年 9 月の国連持続可能な開発サミットで、持続可能な社会を実現するための国際目標として、17 の持続可能な開発のためのゴール (SDGs) が定められました。 SDGs は、以下の図に示すように「経済」、「社会」、「環境」の 3 つの側面が枝葉として繁り、これを統合的に舵取り (ガバナンス) をすることで、持続可能な開発を実現することを目指しており、自治体の環境施策においても SDGs の考えを踏まえていくこととなっています。 17 のゴールのうち、特に生物多様性と関わりが深いと考えられる目標は以下の 6 つです。



出典)「平成 29 年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省) より作成

<6 つのゴールと本戦略との関わり>

生物多様性と関わりが深いゴール	本戦略との関わり
ゴール 6:水・衛生の利用可能性	・ 水は全てのいのちの源であり生物多様性の重要
	な基盤です。本戦略では、雨水の浸透や湧水の保
	全による適正な水循環の確保等が関連します。
ゴール 11 : 持続可能な都市と人間居住	・ 持続可能な都市とは、人間以外の生きものにと
	っても持続可能であることが前提です。本戦略
	では、生物多様性と都市の発展・再生をバランス
	よく持続すること等が関連します。
	・ 緑や水循環が有する火災や浸水等に対する防災
	機能の保全等が関連します。
ゴール 12:持続可能な生産と消費	・ 持続可能な生産と消費とは、自然の恵みを持続
	的に受け続けられる、自然環境への負荷の小さ
	い生産と消費を意味し、本戦略では生物多様性
	に配慮した生活スタイルへの転換等が関連しま
	す 。
ゴール 13: 気候変動への対処	・ 樹木が有する温室効果ガス*の吸収・固定機能は
	気候変動への対処に重要な役割を果たします。
	本戦略では、緑化や緑地管理を通じた、吸収・固
	定機能等が関連します。
ゴール 14 : 海洋資源の保全・持続可能	・ 魚介類等の海洋資源は適正な管理が重要であ
な利用	り、本戦略では区民の消費行動の転換による海
	洋資源の持続的な利用等が関連します。
ゴール 15:陸域生態系、森林管理、砂	・ 本戦略では、区民のライフスタイル等の転換に
漠化への対処、生物多様性の損失の阻止	よる、地球全体の生物多様性の損失の防止等が
	関連します。
	・ 区内の身近な緑の創出や歴史ある緑の継承、ま
	ちづくりの機会を捉えた新たな緑の創出等が関
	連します。

(6) 地域戦略を策定することによる効果

1) 地域固有の美しい風景と豊かな文化の継承

生物多様性の状況は地域によって異なります。文京区は都市部でありながら、まちなかに多くの緑があふれ、歴史のある公園や神社仏閣が存在しています。このような生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景やそれに基づく豊かな文化を、私たちの次の世代にも引き継いでいくことで、地域への誇りや愛着の感情を引き起こし、地域の活力につながります。

2) さまざまな主体の協働

区民や団体、事業者等の地域のさまざまな主体が関わり合って地域戦略をつくり、ともに 行動していくことが、社会経済活動と自然が調和した魅力あふれる文京区での暮らしやま ちづくりにつながります。

3) 生物多様性への意識向上・取組の活性化

区の生物多様性の保全は、日本全体ひいては世界中の生物多様性を守ることにつながり、区民が世界とのつながりを認識し、更なる意識向上や取組の活性化をもたらします。

第2節 区内の生物多様性の現状と課題

(1) 文京区の生物多様性の「過去」と「現在」

1) 文京区内の土地利用と生きものの生息環境の変遷

歴史と文化の豊富な文京区においては、過去の土地利用の変遷をたどり、現在の文京区の生きものの生息環境の生い立ちを知ることが、文京区内の生物多様性を理解する上で重要です。

■旧石器時代~縄文時代

本郷小学校や男女平等センターの所在地にあたる真砂町遺跡では、紀元前 16000 年頃から人間の生活の場があったことがわかっています。

遺跡からは、イノシシや二ホンジカといった陸性の動物のほか、ヤマトシジミ、マガキ、ハマグリ、クロダイ、コチ、スズキ、コイ、ウナギといった河口〜沿岸域に生息する動物や、マイワシ、マアジ、クジラといった海洋性の動物が人間に利用されていたことがわかっています。



写真提供) 文京ふるさと歴史館 <動坂貝塚発掘調査風景>

■弥生時代

弥生時代になると、気候の寒冷化に伴い海水面が低下し、川によって運ばれた土砂により沖積低地が形成されました。沖積低地は稲作や耕作の場として利用されるようになり、狩猟生活から農耕生活に推移していきました。また、弥生時代の名称は向ヶ岡弥生町(現・文京区弥生)に由来しています。



写真提供) 文京ふるさと歴史館 <千駄木貝塚出土・弥生式土器(壺)>

■大和~平安時代

4世紀頃に妻恋神社が発祥したと言われ、この頃から、湯島天満宮や白山神社といった古い縁起をもつ神社が建つようになりました。

大化の改新以降の律令制下では、文京区の地域は武蔵国の豊島郡に属し、湯島郷(湯島・本郷〜駒込付近)と日頭郷(小日向付近)を中心に開発が進みました。

「更級日記」と「とはずがたり」の描写から、この頃の文京区はアシやオギの生い茂る原 野や雑木林であった可能性が高いと推測されます。

■鎌倉~室町時代

区内にはいくつかの集落が形成され、10~16世紀に区内の主だった神社が創建されたと記録されています。

江戸城・川越城・岩槻城が築かれると、文京区は中山道と岩槻街道が通り、人々も多く住むようになり、ある程度村落も成立していたという記録があります。

この頃から、原野や雑木林が次第に農地に変わっていったと考えられます。

■江戸時代

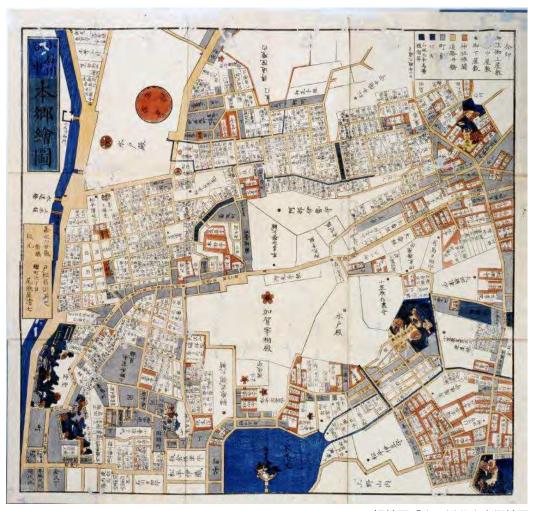
文京区がまちとして発展し始めたのは、徳川家康が江戸城に入り、城下の開発を進めてからと言われています。

江戸時代当初は、旗本屋敷や農地が多く見られましたが、次第に大名屋敷が集中し、一方で商業地も発展していきました。

大名屋敷の多くは台地から崖線部に置かれました。また、神社・仏閣は千駄木・本駒込一帯や小石川周辺等に多く集まり、その周囲には門前の町屋が形成されました。さらに、南北に刻み込まれた谷に沿った尾根上に複数の街道が通り、その街道沿いにも町屋の集積が見られました。

江戸時代には、大名屋敷の中に庭園が造られました。一方で、駒込、千駄木地区を中心と して、植木の栽培や菊づくりが盛んに行われる等、江戸の園芸文化の拠点となっていたよう です。

また、江戸時代初期の頃は江戸川(現在の神田川)や小石川(千川)に沿った低地は水田になっており、水田環境に適応した生きものが生息していたと考えられます。



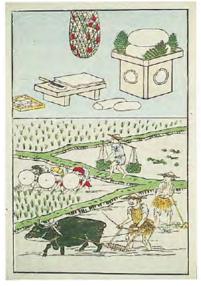
江戸切絵図「小石川谷中本郷絵図」

<文京区内の土地利用(江戸時代)>

コラム 文京区にも田んぼがあった!~文京の米づくり~

水田・水路は、人の手が入った二次的な自然環境であり、原生の自然ではありません。 しかし、そこにはメダカやカエル、アメンボ等の生きものが環境に適応して生息していま す。

江戸時代の文京区域の切絵図を見ると、武家地・寺社地・町人地が多くを占めていますが、「田」「畑」と書かれている場所もあることから、農耕地もあったことがわかります。明治の初め頃には、現在の関口・大塚・音羽・千石・白山・本駒込等で稲作が行われていました。その後、水田の面積は減少していき、大正 10 年代には文京区域から姿を消していきました。





田植え

雑草取り

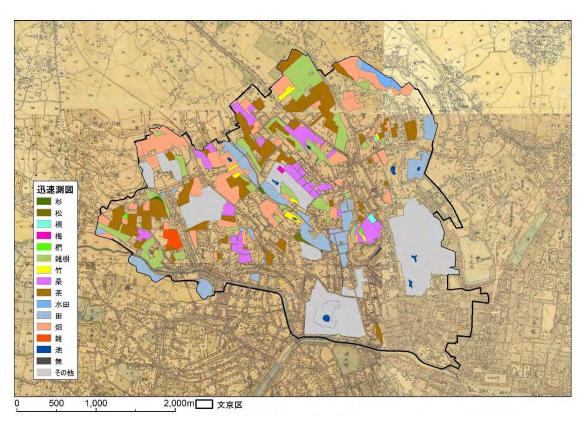
出典)特別展図録『小石川と本郷の米物語―商う・作る・食べる―』(文京ふるさと歴史館)

■明治期

明治維新直後は、旧幕臣や大名屋敷の空地化が進み、そこに主要な輸出品目として推奨された桑と茶の栽培が進められました。しかし、桑・茶の栽培はうまくいかなかったこと等もあり、一般の土地と同様に扱われるようになったことから、工場、大学、個人庭園等に姿を変えました。特に東京大学が開校されたことをはじめ、多くの教育機関の立地が進むとともに、多くの学者や文人、芸術家が暮らすようになりました。

当時は、湯島天満宮の梅、東京大学大学院理学系研究科附属植物園(小石川植物園)や江戸川(神田川)堤の桜等が花の名所として親しまれていました。また、水田地帯を流れる細水と描写された小石川(千川)のほとりでは、ホタルやアカガエルが生息していたと記録されています。

その後、路面電車の開通区間が広がるとともに、区内のほとんどの区域で市街地化が進みました。



出典)「迅速測図」(農研機構農業環境変動研究センター)より作成 **〈文京区内の土地利用と緑(明治)**>

□ラム 過去と現在の生きもの

文京区では古くから人々が生活し、時代の変遷とともに棲んでいる生きものも変わっていきました。区内には幾筋かの河川が流れ、水田が広がっていました。水田は人の手が入った環境でしたが、ゲンジボタルやカエル類等が多く見られました。小石川(千川)では、昭和初期の頃までホタルが見られたと記録されています。また、湧水は1年中水温が安定しており、特定の水温や水質条件に依存する特徴的な生きものが見られ、今でもサワガニ等を見ることができます。

現在は都市化が進む中で、人間社会とうまく共存できる生きものが増えたほか、人が持ち込んだ生きもの(外来種(国内由来の外来種*も含む))も多く見られるようになりました。神社や崖線、庭園等は、歴史あるまとまった樹林地として今でも残っており、樹林を必要とする生きものが見られます。

かつて、文京区内の湧水や崖線付近に生息していた生きもの







ゲンジボタル

ニホンアカガエル

ミヤコタナゴ

現在、文京区内で確認されている生きもの







タヌキ

11

■大正期

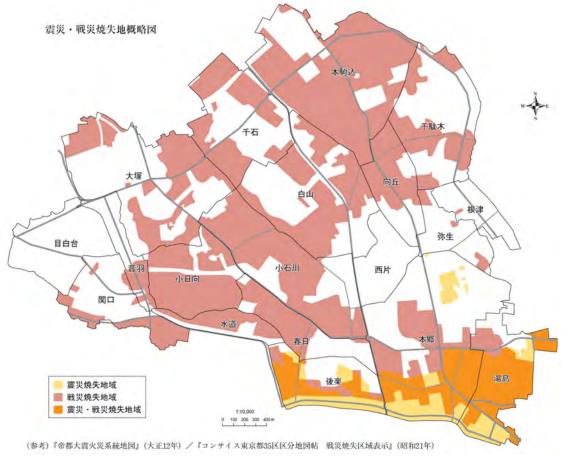
大正 12 (1923) 年に発生した関東大震災では、武蔵野台地は比較的被害が軽かった一方で、神田川流域と小石川(千川)流域等、沖積低地では大きな被害がありました。この時、護国寺と東京大学大学院理学系研究科附属植物園 (小石川植物園) が主な避難地域となりました。

明治に風景として親しまれた小石川 (千川) は、狭く建て込んだ家並みの間を流れるドブ 川になってしまったと記録されています。

■昭和期

昭和になると、区内のほぼ全域に路面電車が開通したことによって市街化が急速に進み、区内の緑は減少したと考えられます。かつて存在した複数の河川は神田川を除いて全て暗渠*化され、その上部空間は道路や路面電車の路線として利用されるようになりました。昭和初期に暗渠となった小石川(千川)では、ドジョウが捕れ、ホタルが見られたと記録されています。

第二次世界大戦では、幾度かの空襲で区の大半が焼野原となりました。しかし、千駄木の一部から根津、弥生、西片、本郷にかけての一帯や、目白台等は戦災を免れており、根津・千駄木の一部等では、今も古いまちの風情に触れることができます。



出典) 文京区史写真集「写真で綴る『文の京』歴史と文化のまち」(平成 29 年文京区発行) **〈文京区内の震災と戦災による焼失地(大正・昭和)〉**

■現在

現在の文京区では、神社・仏閣や大名屋敷跡地に古い緑や池を残しつつ、復興や開発により造られた新しい緑や下町の路地裏の小さな緑等から成り立つ、地形と歴史に育まれた特徴的な緑が見られます。

台地上には、大規模公園や教育機関等の大きな緑や池が存在するほか、住宅地が形成されています。また、千駄木・本駒込一帯の神社・仏閣が集中している寺町、根津・千駄木一帯の下町、本郷・湯島一帯の地区、春日周辺の印刷・製本業集積地等、それぞれ歴史的・社会的に特徴のある土地の環境に適応した動植物が見られます。



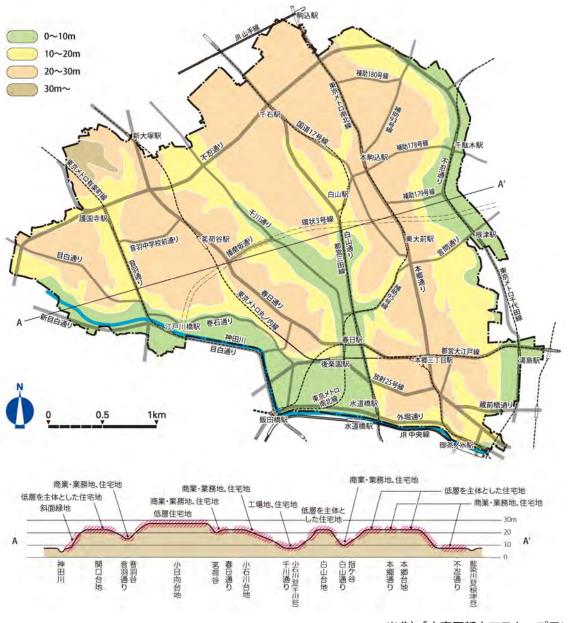
参考資料)「平成 23 年度土地利用現況調査」(東京都)、「文京区都市計画基本図」、「Google Map」 **〈文京区内の土地利用(現在)〉**

2) 文京区の地形的特徴

文京区は、武蔵野台地の東端部に位置し、南北方向にいくつもの開構会*が刻み込まれ、 台地と崖線と低地が入り組んだ起伏に富んだ地形となっています。

台地や崖線には現在も多くの緑が分布しています。江戸時代の大名屋敷が姿を変え、現在では六義園等の文京区を代表するまとまった緑となっています。また、本駒込・西片・白山・小日向・関口等には比較的緑の多い住宅街が、本駒込付近には神社・仏閣の集積が見られ、軒先や境内等の身近な緑が多く分布しています。

さらに、東京大学大学院理学系研究科附属植物園(小石川植物園)や護国寺一帯をはじめ として、斜面上に自然のままの地形が残されている場所も多く見られます。そうした場所で は、湧水が見られる等土壌も含めて自然豊かな空間となっています。



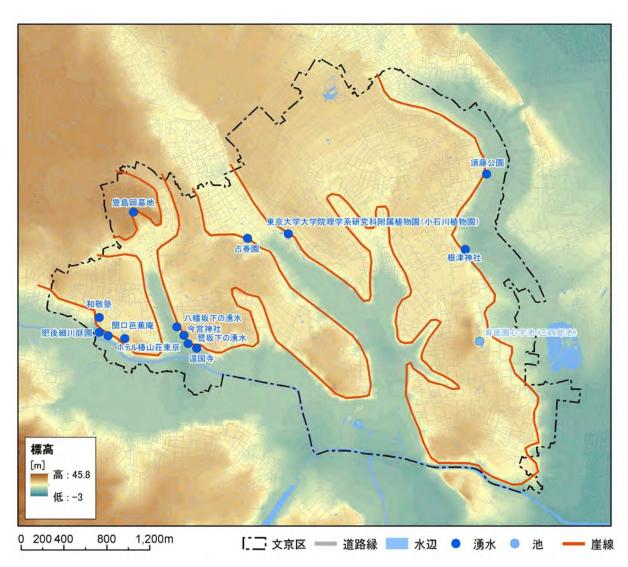
出典)「文京区都市マスタープラン」

<文京区の地形>

文京区の特徴である台地〜崖線〜低地が織りなす地形においては、特に崖線付近で湧水が浸み出している場所が多く見られます。

このように湧水が浸み出している場所では、特定の水温や水質条件に依存する動植物に とって重要な生息場所となっている場合があります。

現在、文京区内で確認されている湧水及び池を以下に示します。

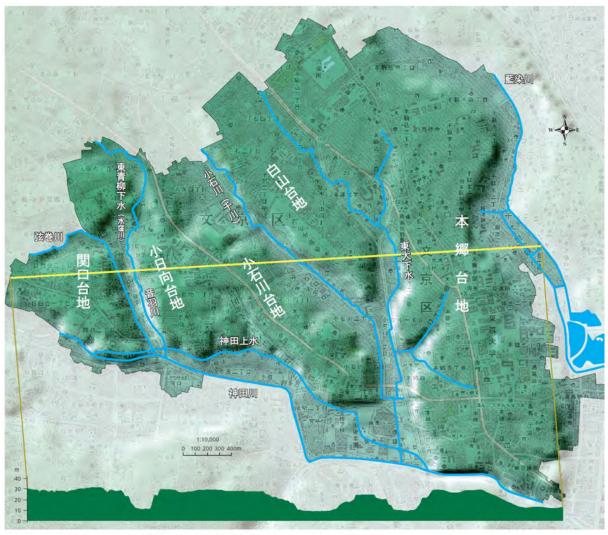


参考資料)「文京区内の湧水」に基づき現地確認等を行い作成 背景地図の出典)「基盤地図情報数値地形モデル 5m メッシュ」(国土地理院)、「文京区都市計画基本図」

<文京区内の主な湧水等>

3) 文京区内にかつてあった河川

かつて文京区内には、台地に刻まれた谷に幾筋かの川がありました。しかし、それらの川では度々洪水に悩まされてきたことから、明治〜昭和初期にかけて暗渠化される等して姿を消しました。現在、開渠*の形で残っている川は神田川だけです。



国土地理院2万5000分の 1 地形図・基盤地図情報をカシミール 3 Dにより加工 (陰影を10倍に強調) ※川は神田川をのぞいて暗渠または地下水脈。地下水脈には消失したものもある。

出典)文京区史写真集「写真で綴る『文の京』歴史と文化のまち」(平成 29 年文京区発行) **〈文京区内にかつてあった河川**〉

<文京区内にかつてあった河川>

河川名	かつての様子
であまき 弦巻川	・西池袋にあった丸池から関口台地の東側の崖下を通って神田川に注いでいた。
音羽川・東青柳 下水(水窪川)	·豊島岡墓地の東の狭い谷を流れ、小日向台地の西側の崖下を通って神田川に注いでいた。
小石川(千川)	・豊島区長崎を水源とし、現在の千川通りにほぼ沿って流れ神田川に注いでいた。
藍染川	·豊島区にあった染井の丸池を水源とし、本郷台地の東側の崖下を通って不忍池 に注いでいた。
東大下水	・本郷台地の西側を流れて小石川(千川)に合流していた。・下水とは上水に対する呼び名で、雨水等を流していた。

4) 文京区の文化と生きものの関わり

神社の行事は、自然と歴史に育まれてきた地域固有の文化であり、地域の暮らしとのつながりが深く、今も地域の暮らしを豊かに彩っています。また、花の五大まつりや朝顔市・ほおずき市等の文京区・社寺・地域共催の新しい行事も、回を重ねて地域に根付き、季節の風物詩になっています。

これらの季節イベントでは、区民等がさまざまな生きものと触れ合う機会があります。

<文京区の文化と生きものの関わり>

	へ スポビッス 口こ エピ ひりが 利 リップ													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
季節イベント	雪吊り	文 京 梅 ま つ り	毎香る庭園へしだれ桜ライトアップ	文宗さくらまつり	文京つつじまつり田植え体験	さつきと和のあじさいを楽しむ文京あじさいまつり	どじょうつかみ大会文京朝顔・ほおずき市		稲刈り体験		文京菊まつり	紅葉ライトアップ深山紅葉を楽しむ雪吊り		
関連する施設・会場	六義園・小石川後楽園	湯島天満宮	11 後楽園 一六義園	播奢坂さくら並木	小石川後楽園 	ホテル椿山荘東京・一大義園・一大会園・一大会園・一大会園・一大会園・一大会園・一大会社・一大会社・一大会社・一大会社・一大会社・一大会社・一大会社・一大会社	根津小学校・源覚寺		小石川後楽園		湯島天満宮	六義園 小石川後楽園 六義園・小石川後楽園		
関連する施設・会場	クロマツ・越冬昆虫類等	ウヴメ	シダレザクラ	ノメイヨシノ	ツツジ	ゲンジボタル・カワニナ アジサイ・ガクアジサイ ハナショウブ	アサガオ・ホオズキ		イネ		キク科	イロハモミジ・ハゼノキ等イロハモミジ等クロマツ・越冬昆虫類等		

※文京区史写真集「写真で綴る『文の京』歴史と文化のまち」(平成 29 年文京区発行)、公益財団法人東京都公園協会 HP「庭園へ行こう」を参考にして作成したものです。

コラム

文学と生物多様性

小説、俳句、短歌等の文学作品において、さまざまな生きものが作品を彩ります。 例えば、俳句では句中に季語を含むことが通例となっていますが、俳句の源流である奈良時代の万葉集でも、さまざまな生きものが謳われています。江戸時代末期には、3,400語ほどあった季語の数は、現代では5,000語を超えると言われ、そのうち、植物が24%、動物が12%ほどを占めています。

文京区には、昔から数多くの学者や作家が居住し、そしてこの地で優れた作品が生み出され、また作品の舞台ともなってきました。この中にも、文京区の豊かな緑に着想を得て、世に生まれた作品が数多くあります。

歌人の窪田空穂は、明治から大正まで 50 年以上文京区ですごし、草花を題材とした多くの歌を残しました。その中には、「老さくら張りて垂れたる細き枝をりをりこほすそのはなひらを」という区内の桜を詠んだものや、「目白台に住む久しやと小路来て黄はみそめたる銀杏をあふく」という目白台の銀杏を詠んだもの等、文京区の植物も登場します。



イチョウ



写真提供)文京ふるさと歴史館

昭和 26 年 3 月 1 日に制定された文京区歌(作詞・佐藤 春夫)には、「緑の丘はしづかなり」と文京区の緑が登場しています。

駒込千駄木町等に住んだ小説家で医者の森鷗外は、あらゆる作品の中に数多くの植物を散りばめています。自邸観潮楼は草花に包まれた豊かな庭であり、鷗外は草花を好みました。 鷗外作品の中で草花は、草花そのものとして季節や情景を伝え、心の動きや観念を示す比喩的表現として咲いています。

「沙羅の木 褐色の根府川石に 白き花はたと落ちたり、 ありとしも青葉がくれに 見えざりしさらの木の花。」

(『沙羅の木』大正4年9月)

「一本一本の榛の木から起る蝉の声に、 空気の全体が微かに顫えてゐるやうである。」

> (『カズイスチカ』初出「三田文学」2巻2号 明治44年2月) ※観潮楼(文京区)が舞台の作品ではありません。



沙羅の木(ナツツバキ)



ハンノキ

動植物の存在そのものや草木のざわめき、虫の音等が、文学作品誕生と深くかかわっていることがわかり、生物多様性が私たちにもたらしてくれる恩恵の一つと言えます。

参考文献:特別展図録『鷗外の「庭」に咲く草花-牧野富太郎の植物図とともに』(文京区立森鷗外記念館)

5) 文京区の地名に見る生きものとの関わり

歴史と文化が豊富な文京区においては、地名から過去の生きものとの関わりを垣間見る ことができます。

<文京区内の地名の由来と生きものとの関わり>

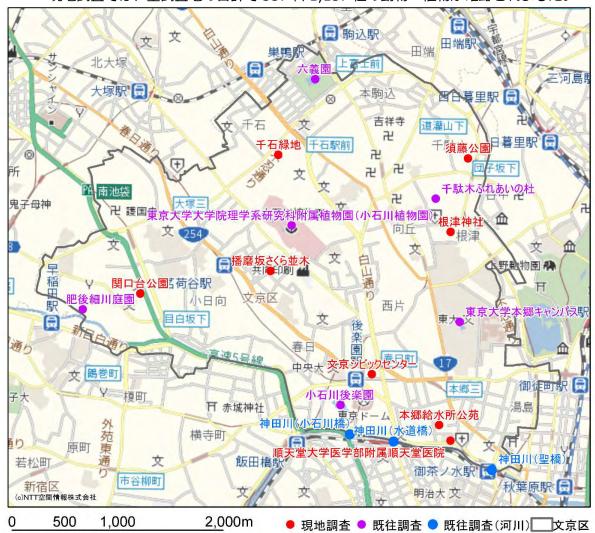
		1/4	と 100 地名の日本とエミ 000 との気がり/
地名	所在地	主な生きも の・生息環境	地名の由来と生きものとの関わり
樹木谷坂 (地獄谷坂)	湯島一丁目	マツ ウメ 樹木	・「御府内備考」には『樹木谷三丁目の横小路をいふ』とあったこと、「北国紀行」には『同月の末、武蔵野の東の界・・・並びに湯嶋といふ所あり。古松はるかにめぐりて、・・・寒村の道すがら野梅盛んに薫ず』とあったことから、徳川家康の江戸入府当時の湯島一帯は樹木が茂っていたと考えられます。 ・その樹木谷に通ずる坂ということで、樹木谷坂の名が生まれました。 ・別名の地獄谷坂は、その音の訛りです。
御茶の水	外堀通り沿い	湧水	・現在の順天堂医院あたりにあった高林寺の境内に湧水があり、御茶の水として 将軍に献上したのが有名になり、このあたりを「御茶の水」と唱えるようにな りました。
建部坂 (初音坂)	本郷一丁目 本郷二丁目	ウグイス 藪	・「御府内備考」では、『建部六右衛門様御屋敷は、河岸通りまであり、河岸の方は崖になっている。崖上は庭で土地が高く、見晴らしが宜しい。崖一帯にやぶ茂り、年々鶯の初音早く、年によっては十二月(旧暦)の内でも鳴くので、自然と初音の森と言われるようになった。』とあります。 ・建部坂は、その初音の森の近くにある坂であったため、初音坂とも呼ばれていました。
菊坂	本郷四丁目 本郷五丁目	キク	・「御府内備考」に『此辺一円に菊畑有之、菊花を作り候者多住居仕候に付、同所の坂を菊坂と唱、坂上の方菊坂台町、坂下の方菊坂町と唱候由』とあるように、かつて菊畑が多かったことに由来します。
千駄木	千駄木	雑木林センダン	・昔は千駄木山といって、雑木林が多くありました。・薪を多く切り出し、一日に千駄にも及んだので千駄木と唱えられるようになったと言われています。・また、太田道灌が植えた栴檀の木が多かったので栴檀木林と言ったのを、後で字を改めて千駄木になったとも言われています。
狸坂	千駄木三丁目	タヌキ	・千駄木山の一部が狸山と言われ、その狸山に登る坂なので狸坂と名付けられました。
網干坂	白山三丁目 千石二丁目	入江	・むかし、坂下一帯の谷は入江で、船の出入りがあったと言われています。それで、漁をする人もいて網を干していたと思われます。
白鷺坂	大塚三丁目 大塚四丁目	シラサギ 池	・この一帯にはかつて旧宇和島藩主伊達家の別邸があり、庭内の池と古木老樹に白鷺が棲んでいたと言われています。 ・古泉千樫は、大正4(1915)年、「この地の鷺を見に行くこと毎日毎日続く」と 手記にあるように、熱心にその生態を観察して鷺の連作十九首をつくりました。 『鷺の群 かずかぎりなき 鷺のむれ 騒然として 寂しきものを』の歌は、傳通院の歌碑として残っています。
富坂 (鳶坂)	春日一丁目 小石川二丁目	トビ	・春日一丁目と小石川二丁目の間の坂で、かつて鳶の巣があった、鳶が多かった 等から鳶坂となり、転じて富坂になったと言われています。
蛙坂	小日向一丁目	カエル 湿地 池	・この坂の東側は崖で、そこは湿地帯で蛙が集まっていました。また、向かいの 馬場六之助御抱屋敷の内に古い池があって、ここにもたくさんの蛙が棲んでい ました。 ・或る時、この坂の中程に左右の蛙が集まって合戦があったので、里俗にこの坂 を蛙坂と唱えるようになったと伝えられています。
茗荷谷	小日向一丁目 小日向三丁目 小日向四丁目	ミョウガ	・小石川台地と小日向台地の間の浅い谷は、江戸時代に茗荷畑が多かったことから「茗荷谷」と呼ばれていました。・現在は茗荷の栽培は行われていませんが、界隈では今でも茗荷を見ることができます。
鷺坂	小日向二丁目	草地	・大日坂から西の音羽通りの崖上一帯は、下総関宿藩主の久世大和守の下屋敷でしたが、明治維新後は長く草原となっていました。 ・大正時代になって近くに住むようになった堀口大学や三好達治、佐藤春夫等の文人によって山城国の「久世の鷺坂」と結び付けて鷺坂という坂名が生まれました。
でできる 小篠坂 (小笹坂)	大塚五丁目	IJIJ	・幕府の御鷹部屋の開設による新道で、笹が茂っていたと思われます。

出典)「ぶんきょうの坂道」より作成

(2) 文京区に生息する生きものの状況

平成 29 (2017) 年度に、文京区内の 8 か所の施設で現地調査を実施しました。また、6 か所の施設及び神田川における既往調査の結果を整理しました。

現地調査では、全調査地の合計で357科1,137種の動物・植物が確認されました。



〈平成29年度の現地調査で確認された動物・植物の種数〉

<平成 29 年度基礎調査での調査位置図>

	本郷給水所 公苑	千石緑地	須藤公園	関口台公園	文京シビック センター	根津神社	順天堂大学 医学部 附属順天堂 医院	播磨坂さくら並木	合計
植物	70 科209 種	51 科83 種	_	75 科206 種	41 科97 種	75 科194 種	75 科210 種	66 科161 種	122 科505 種
昆虫類	80 科185 種	66 科124 種	-	106 科209 種	43 科58 種	93 科188 種	56 科98 種	43 科67 種	158 科464 種
クモ類	14 科29 種	14 科33 種	-	17 科36 種	5 科6 種	23 科62 種	8 科13 種	7科7種	20 科98 種
陸産貝類	0 科0 種	2 科2 種	-	2 科3 種	0 科0 種	4 科4 種	1科1種	1科1種	5 科7 種
鳥類	12 科12 種	8 科9 種	-	11 科12 種	5 科5 種	18 科22 種	13 科13 種	7科7種	23 科29 種
哺乳類	1科1種	3 科3 種	-	3 科3 種	0 科0 種	2 科2 種	1科1種	0 科0 種	4 科4 種
爬虫類 · 両生類	3 科3 種	1科1種	5 科5 種	3 科3 種	0 科0 種	4 科4 種	0 科0 種	1科1種	10 科11 種
魚類	3 科4 種	-	2 科4 種	-	_	_	-	-	3 科6 種
底生生物*	10 科10 種	-	7科7種		_	_			12 科13 種
合計	193 科453 種	145 科255 種	14 科16 種	217 科472 種	94 科166 種	219 科476 種	154 科336 種	125 科244 種	357科1137種

※須藤公園は「爬虫類・両生類」「魚類」「底生生物」のみ調査し、「魚類」「底生生物」の調査は、本郷給水所公苑と須藤公園のみ実施

重要な種の状況

平成 29 (2017) 年度の現地調査では、東京都のレッドデータブック*や、環境省のレッドリスト*等に選定されている、絶滅の恐れがあるとされる重要な種が、調査地全体で 23 種確認されました。その中には、植栽や魚類等、人為的に持ち込まれた種も確認されました。

<文京区内で確認された重要種>





・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) *2

*1:「環境省レッドリスト 2017」(環境省、2017) *2:「レッドデータブック東京 2013(本土部)」(東京都、平成 25 年 3 月)の区部に該当する掲載種

〈重要種のカテゴリー〉

		主要性のカナコップ
レッドデータブック (東京都区部)	レッドリスト (環境省)	基本概念
絶滅(EX)	絶滅(EX)	既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続 している種
絶滅危惧 I 類(CR+EN)	絶滅危惧 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 IA 類(CR)	絶滅危惧 IA 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 IB 類(EN)	絶滅危惧 IB 類(EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧(NT)	準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」 に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
_	絶滅のおそれのある地域個 体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
留意種(*)	_	現時点では絶滅のおそれはないと判断されるため、上記カテゴリーには該当しないものの、留意が必要と考えられるもの

外来種の状況

文京区では、外来生物法*において「特定外来生物*1」に指定されている生きもののほか、ミシシッピアカミミガメやアメリカザリガニ等、普段よく見かける動物や植物の中に、多くの外来種が含まれていることが確認されています(平成 29 (2017) 年度の現地調査では 42 種を確認)。

生物多様性の保全のためには、これらの外来種の適切な管理や、防除等の対策が必要であり、 特に生態系等への被害を及ぼす可能性が高いものについては、環境省が「生態系被害防止外来種 リスト」として普及と啓発が進められています。

*1 特定外来生物:海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの

<文京区内で確認された特定外来生物>

オオキンケイギク



■一般的な生態■

- ・北アメリカ原産のキク科の多年生草本
- ・温帯に分布し、路傍、河川敷、線路際、海岸等に生育
- ・高さは 0.3~0.7m 程度。 開花期は 5~7月

■在来種への影響■

・強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしば しば大群落をつくり、在来生態系への影響が危惧されてい る。

ウシガエル



■一般的な生態■

- ・アメリカ東部・中部、カナダ南東部が原産
- ・池沼等の止水や穏やかな流れの周辺に生息し、在来のカエル類に比べ水生傾向が強い。
- ・貪欲な捕食者で、昆虫やザリガニの他、小型の哺乳類や 鳥類、爬虫類、魚類までも捕食する。

■在来種への影響■

- ・昆虫類や他のカエルをはじめとする多くの小動物が捕食の影響を受ける。
- ・水辺に生息する他のカエルと、食物等を巡り競合する。

参考資料)「特定外来生物の解説」(環境省)、「侵入生物データベース」(国立研究開発法人国立環境研究所)

<文京区内で確認されたその他の主な外来種>

アメリカザリガニ



- ■一般的な生態■
- ·米国南部原産
- ・湿地、水田とその周辺等に生息
- ・食用ウシガエル養殖用の餌として移入し、ペットとして多数飼育されている。
- ■在来種への影響■
- ・水草、淡水底生生物に対する捕食 や競合の影響がある。
- ・ザリガニカビ病 (ザリガニ類特有 の病気) を媒介する。

ミシシッピアカミミガメ



- ■一般的な生態■
- ・米国南部からメキシコ北東部の 国境地帯が原産
- ・多様な水域で生息し、底質が柔ら かく、水生植物が繁茂する、日光 浴に適した陸場の多い穏やかな 流れを特に好む。
- ■在来種への影響■
- ・在来の淡水生力メ類に対して競 合及び卵の捕食の影響がある。
- ・食物となるさまざまな動植物が 影響を受ける。

参考資料)「侵入生物データベース」(国立研究開発法人国立環境研究所)

コイ (飼育品種)



- ■一般的な生態■
- ・大きな川の中・下流域から汽水域、 湖、池沼等広く分布
- 流れのゆるやかな淵や落ち込みの 底層部、砂泥底を主な生息場所と している。

■在来種への影響■

・古くからコイの移植が行われ、明 治以降には外国産のコイも各地 に放流されたため、広い範囲で在 来集団への遺伝的撹乱が進んで いると考えられている。

(3) 文京区のビオトープの現状

「ビオトープ」とは、動植物の生息場所を指します。「ビオトープ」には、気候や水・大気・土壌等の違いにより多種多様なタイプが存在し、タイプによって生息する動植物の種類や構成も違うものになります。

一般的には、都市や農村、山林等も含むあらゆる場所において生きものの棲み着くことのできる場所を示すことから、区内においても大規模な公園や庭園等に限らず、街路樹や施設の外構、住宅のみどり等もビオトープと表現することができます。

本戦略では、区内の「ビオトープ」を土地利用に着目した9タイプに分類し、ビオトープマップを作成しました。

<区内のビオトープタイプ>

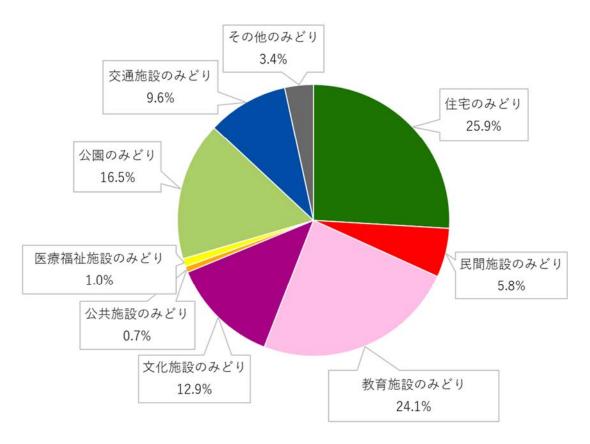
No	ビオトープタイプ	主な土地利用状況		
1	住宅のみどり	戸建住宅、マンション、アパート 等		
2	民間施設のみどり	事業所、工場、ホテル、娯楽施設、店舗等		
3	教育施設のみどり	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、 専修学校、特別支援学校 等		
4	文化施設のみどり	神社、寺院、墓地、教会、歴史施設、文化交流施設 等		
5	公共施設のみどり	官公庁、集会施設、水道施設 等		
6	医療福祉施設のみどり	民間病院、大学病院、診療所、福祉施設 等		
7	公園のみどり	区立公園、都立公園等		
8	交通施設のみどり	道路用地、鉄道用地 等		
9	その他のみどり	上記以外		

1) 区内のビオトープの分布

区内のビオトープタイプ別の構成比率を見てみると、「住宅のみどり」が 25.9%と最も多いのが文京区の特徴です。特に関口、目白台、白山、本駒込、小日向等 1 軒あたりの敷地が広い住宅で「住宅のみどり」が多い傾向が見られます。

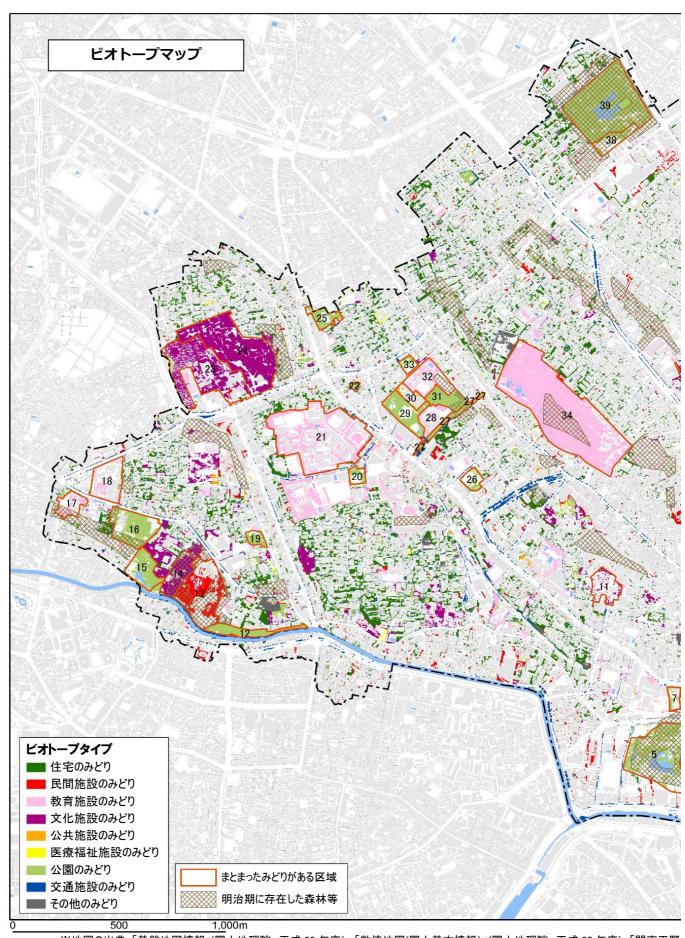
次いで多いのが「教育施設のみどり」で区内のみどりの 24.1%を占めます。東京大学や お茶の水女子大学及びそれらに附属する施設等で緑が多く見られます。

また、区内には六義園や小石川後楽園といった大きな都立公園や多数の社寺があるため、「公園のみどり」や「文化施設のみどり」が多いのも文京区の特徴です。



※ 図中の構成比率は、四捨五入の関係により合計が100%になりません。

<ビオトープタイプごとの構成比率(樹林地+草地・低木等)>



※地図の出典:「基盤地図情報」(国土地理院、平成29年度)、「数値地図(国土基本情報)」(国土地理院、平成30年度)、「関東平野

X 7	まとまったみどりか の主な施設	番号
文化施設	湯島聖堂	
公園	本郷給水所公苑	
公園 民間施設	元町公園 東京ドームシティ	1
公園	東京トームシティ 小石川後楽園	
公園	礫川公園	
公園	東京都戦没者霊苑	-
公園	切通公園	
教育施設	東京大学	
文化施設	根津神社	10
文化施設	傳通院	11
公園	江戸川公園	12
民間施設	ホテル椿山荘東京	13
文化施設	関口芭蕉庵	14
公園	肥後細川庭園	15
公園	目白台運動公園	16
月小学校 教育施設	日本女子大学附属豊明小学	17
教育施設	日本女子大学	1
公園	関口台公園	
公園	新大塚公園	20
也 教育施設	お茶の水女子大学 他	21
公園	大塚仲町公園	_
文化施設	護国寺	23
文化施設	豊島岡墓地	24
公園	大塚公園	25
公園	竹早公園	26
公園	窪町東公園	*
教育施設	筑波大学・放送大学	28
公園	教育の森公園	29
- 公共施設	文京スポーツセンター	
公園	占春園	
教育施設	筑波大学附属小学校	
公園	大塚窪町公園	33
系研究科附属植物園 教育施設	東京大学大学院理学系研究 (小石川植物園)	34
文化施設	白山神社	35
公園	須藤公園	36
文化施設	吉祥寺	37
公園	六義公園	
公園	六義園	39
British De La Contraction of the		

| L___ | 人 兄 | 一 | 直 路 | 水 現 | 一 | 建 架 初 | 迅速測図」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 地図画像配信サービス WMS)、「文京区白地図」(文京区、平成 28 年度)

2) 各ビオトープタイプの特性

区内のどのような場所にどのような生きものが生息しているのか、普段の生活の中ではなかなか気付かないことが多いですが、区内では公園や住宅、ビル等さまざまな環境に適応した多種多様な生きものが生息しています。本戦略で分類した9つのビオトープタイプごとによって、生息する動植物の種類や構成が異なることから、それらの違いや特徴がわかりやすいように、ビオトープタイプごとの特徴、該当する主な施設、生息する主な生きものの情報を整理しました。

なお、主な生きものが生息する環境は、下表に示す区分ごとの特徴を踏まえて類型化しま した。

<主な生きものの生息環境の区分>

区分	特徴
樹林	樹高の高い樹木が広く生えた林となっている所で、人間活動による 影響が比較的少ない環境
植栽	樹高の低い樹木や草本等が植えられた所で、しばしば人間活動による影響を受ける環境
芝生	芝生として人間による管理がされた、空間的に開けた草地環境
水辺	池や水路等の水域及びその周辺の、水と関わりのある環境
施設	コンクリートやアスファルト等の構造物が整備された所で、人間活動による影響を常に受ける環境

また、主な生きものの種類は、下表に示す区分ごとに類型化しました。

<主な生きものの種類の区分>

区分	内容
稙	植物
₽	昆虫類
ØĐ	クモ類
•	陸産貝類
	鳥類
(iii)	哺乳類
(P)	爬虫類
(h)	両生類
(B)	魚類
Ē	底生生物

■住宅のみどり



■民間施設のみどり

・ビルの敷地や屋上を緑化して造られたみどりで、雑多なビル群の中でも生きものが休息する 特 ことができる貴重な場所になっていると考えられます。

東京ドームシティ、ホテル椿山荘東京、和敬塾、トヨタ自動車東京本社ビル、文京グリーン コート 等



東京ドームシティ 写真提供)株式会社東京ドーム



ホテル椿山荘東京 写真提供)ホテル椿山荘東京



ホテル椿山荘東京の古香井(湧水)



和敬塾 写真の出典)和敬塾 HP



トヨタ自動車東京本社ビル



文京グリーンコート

ホテル椿山荘 【樹林】スダジイ⑩、ヤブツバキ⑩、ヒヨドリ鳥、シジュウカラ鳥 東京 メジロ鳥 等 【植栽】イロハモミジ⑩、ヤブツバキ⑩、アジサイ⑩、ヒヨドリ鳥 等 【水辺】ゲンジボタル側、カワニナ億、コガモ鳥 等 和敬塾 【樹林】シジュウカラ鳥、メジロ鳥、シロハラ鳥 等 【水辺】ヤゴ像 等



スダジイ



ヤブツバキ



アジサイ



ゲンジボタル



ヒヨドリ



コガモ

生息する主な生きも

の

主な

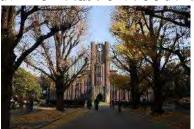
施

設

■教育施設のみどり

- 大学の広大なキャンパス内には樹木が植えられている所が多くあります。特に東京大学で は、歴史ある緑や池があり、樹林生と水生の両方の生きものが見られます。
- 特 ・小学校や中学校では、近所に対する防音や遮蔽の目的も兼ねて樹木が植えられている所が 多くあります。 徴
 - ・区内の随所にあり、かつ規模が比較的大きい施設であることから、区内に生息する生きもの の拠点となり得る環境の一つであると考えられます。

東京大学、東京大学大学院理学系研究科附属植物園(小石川植物園)、お茶の水女子大学、筑波大学・ 放送大学、獨協中学·高等学校、区立第三中学校、日本女子大学、日本女子大学附属豊明小学校 等



東京大学



東京大学(育徳園心字池)



東京大学大学院理学系研究科附属 植物園(小石川植物園)



お茶の水女子大学 写直提供) お茶の水女子大学



筑波大学・放送大学



獨協中学・高等学校 写真提供) 獨協中学・高等学校



区立第三中学校



日本女子大学



日本女子大学附属豊明小学校 写真提供) 日本女子大学附属豊明小学校

東京大学 (本郷キャンパス) 【植栽】イチョウ⑩、クスノキ⑩、ケヤキ⑩、ソメイヨシノ⑩、ヒマラヤスギ⑩ イロ八モミジ種、ヤブツバキ種、アオギリ種、ヤツデ種、シュロ種 ウグイス鳥、シジュウカラ鳥、メジロ鳥、ヒヨドリ鳥 等

【施設】スズメ鳥、カワラバト(ドバト)鳥 等

【水辺】 コイ働、カルガモ島 等

系研究科附属植物園

東京大学大学院理学[樹林] クスノキ혧、マテバシイ혧、ヤブツバキ혧、コナラ혧、エナガ鳯、シロハラ鳯 タヌキ圃 等

(小石川植物園) 【水辺】コイ魚、アオサギ鳥 等 参考資料)「樹木調査結果」(東京大学、平成 29 年)、「東京大学大学院理学系研究科附属植物園(小石川植物園)案内図」(東京大学大学院理学系研究科附属植物園、平成 28 年)、「小石川植物園」(川上幸男著東京都公園協会監修東京公園文庫、昭和 56 年)



ヒマラヤスギ



ヤツデ



カルガモ

生

息

す

■文化施設のみどり



■公共施設のみどり

- ·都市環境に適応した生きものが比較的多く見られます。
- 特 ・植込等の限られた環境でも生息している生きものが見られます。
- ・施設の数と規模は大きくはないものの、区民等が利用する機会は比較的多いことから、区民 等が生きものと接する場として重要であると考えられます。

文京シビックセンター、文京スポーツセンター 等



生 息

す る 主 な 生 ₹

も の







文京シビックセンター

文京シビックセンター

文京スポーツセンター

センター

文京シビック【植栽】シラカシ種、カンツバキ種、イヌツゲ種、チャドクガ風 等

【芝生】ドクダミ櫷、セイヨウタンポポ櫷、ジャノヒゲ樋、ススキ稙 シバスズ ● 等

【施設】ジグモ短、ハシブトガラス島、スズメ島、ハクセキレイ島 カワラバト (ドバト) 鳥 等







シラカシ

カンツバキ

イヌツゲ







セイヨウタンポポ

ススキ

チャドクガ







ジグモ

スズメ

ハクセキレイ

■医療福祉施設のみどり

・病院の入口付近では花木や花壇が多く植えられており、チョウ類等の生きものに餌場として 特 利用されています。

** ・緑が施設利用者への癒しの効果を期待されて維持管理されている一方で、衛生面での配慮も 求められています。

順天堂大学医学部附属順天堂医院、東京医科歯科大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院等

主な施設

主な生きも

の







順天堂医院(地上部)

順天堂医院(屋上)

順天堂医院

【植栽】シラカシ⑩、ケヤキ⑩、ソヨゴ⑩、ミヤギノハギ⑩、二レハムシ⑪ アオドウガネ働、ナミアゲハ働、ツマグロヒョウモン働 エンマコオロギ働、ギンメッキゴミグモ卵 等

【芝生】コウライシバ⑩ 等

【施設】ハシブトガラス鳥、スズメ鳥、ハクセキレイ鳥

ヒナコウモリ科の一種 等





ソヨゴ



ミヤギノハギ



アオドウガネ



ナミアゲハ(幼虫)



ツマグロヒョウモン



エンマコオロギ



スズメ



ハクセキレイ

■公園のみどり

特

主な施設

・敷地内に多様な環境(樹林地、水面、草地等)を有しており、かつまとまりのある緑であることから、多種多様な生きものが生息しています。

*文京区の生物多様性を考える上で重要な拠点施設である一方で、文化財に位置付けられる施設もあり、歴史的な価値の維持や利用者への配慮も必要な施設があります。

六義園、小石川後楽園、肥後細川庭園、江戸川公園、目白台運動公園、占春園、教育の森公園、 大塚公園、千石緑地、関口台公園、須藤公園、礫川公園、千駄木ふれあいの杜、元町公園、 本郷給水所公苑 等



六義園 写真提供)公益財団法人東京都公園協会



小石川後楽園 写真提供)公益財団法人東京都公園協会



肥後細川庭園



江戸川公園



目白台運動公園



占寿周



教育の森公園



大塚公園



千石緑地



関口台公園



須藤公園



礫川公園



千駄木ふれあいの杜 写真提供) 千駄木の森を考える会



元町公園



本郷給水所公苑





■交通施設のみどり

・播磨坂さくら並木や後楽緑道等、多様な街路樹や草花を植えている所では、特定の植物と関 連のある昆虫類や鳥類が見られることがあります。 ・道路施設の一部を NPO 等が、自主管理花壇として整備している所も見られ、花の蜜を吸い 徴 にチョウ類が飛んで来ることがあります。 播磨坂さくら並木、春日通り、白山通り、目白通り、後楽緑道 主 な 播磨坂さくら並木 春日通り 春日通り(自主管理花壇) 施 設 白山通り 目白通り 後楽緑道 【植栽】クヌギ稒、コナラ櫷、ソメイヨシノ稙、シダレザクラ類樋、サツキ樋 播磨坂 アブラゼミ
・アオスジアゲハ
・ジョロウグモ
・等 さくら並木 マメカミツレ働、ドクダミ働、スズメ島、カワラバト(ドバト)島等 【施設】 【植栽】ヤブツバキ龜、アセビ龜、ナンテン龜、ヤツデ龜、シジュウカラ鳥、コゲラ鳥 等 後楽緑道 【施設】スズメ鳥 等 生 息 す マメカミツレ ソメイヨシノ ドクダミ る 主 な 生 **き** も ヤツデ アオスジアゲハ アブラゼミ(抜け殻) の ジョロウグモ スズメ カワラバト(ドバト)

■その他のみどり



(4) 区内における取組の状況

文京区では、区、東京都、区民、団体、事業者等が、生物多様性と関連の深いさまざまな 取組を行っています。以下にその取組例を紹介します。

1)区の取組

文京区では、以下に示すような生物多様性の保全につながる取組を実施してきました。

<文京区における区の生物多様性と関連の深いさまざまな取組>

取組名	取組内容				
	・環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成し、区内の環境保全活動を活性化させることを目的として、「環境ライフ講座」を開催しています。 ・環境関連団体が環境について、さまざまなテーマで講座を実施しています。				
	【環境ライフ講座の様子】				
文京 eco カレッジ 環境ライフ講座					
	・体験型環境学習の機会を区民に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象とした「親子環境教室」を開催しています。 ・動植物、天気や地球温暖化等さまざまなテーマで実施しています。				
	【親子環境教室の様子】				
文京 eco カレッジ 親子環境教室					
	・身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える「親子生きもの調査」を実施しています。 【親子生きもの調査の様子】				
親子生きもの調査	セミのおけむしらべ				
	セミの抜け殻しらべ 冬鳥観察会				

取組名	取組内容
環境ライフサポーター制度	・環境ライフ講座の修了生や、区内で活動する環境関連団体の方の環境保全活動を支援するため、平成 27 (2015) 年度より「環境ライフサポーター」制度を始めました。環境ライフサポーターの登録後、文京区の環境保全イベント等に参加していただくことで、環境保全活動の輪が広がっていくことを目指しています。 ・活動内容は、区の環境保全イベントに運営側の立場で事業に携わり、環境保全の啓発をしています。
クールアースフェア	・地球環境保全の取組の一つである「地球温暖化対策」の啓発を目的として、平成22 (2010) 年 7 月から毎月 7 日を「文京版クールアース・デー」としています。その啓発イベントとして、毎年 7 月に「クールアースフェア」を開催しています。 【クールアースフェアの様子】
文京エコ・リサイクル フェア	・地球環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指し、地域の発展と活性化に寄与するため、毎年10月の3R推進月間に合わせて実施しています。リサイクル・環境関連団体の発表、フリーマーケット開催等を行っています。 【エコ・リサイクルフェアの様子】
エコクッキング教室	・家庭における生ごみの減量と、電気・ガス・水道の節約を推進するため、環境 に配慮した食生活について学ぶエコクッキング教室を開催しています。
エコ先生の特別授業	・リサイクルや環境問題について身近なところから関心を持ってもらい、エコや環境を意識した暮らしを学習してもらうため、地域でリサイクル活動をしている方や専門知識を有した方が講師として出張特別授業を行っています。講座内容は、楽しいエコガーデニング、生ごみによる堆肥づくり等の体験学習のほか、学校ごみダイエット等です。
文京区みどりのサポート 活動	 ・区とボランティアの皆さんが協働して緑化活動を行うことにより、良好な緑化環境の構築や、相互の助け合いの精神の助長を目的として実施しています。 ・活動は、礫川公園の花壇でお花の植え付けや管理等を行う「公園ガーデナー」と、区の開催する緑化事業にボランティアスタッフとして参加する「緑化事業サポート」があります。近年では、文京区の身近で豊かな緑にふれあい、楽しむことを目的として、巨木スタンプラリーを東京大学本郷キャンパスで企画開催しています。

取組名	取組内容
自然散策会	・秋と春に、東京大学本郷キャンパス、東京大学大学院理学系研究科附属植物園(小石川植物園)、六義園等で自然散策会を開催しています。 ・自然に触れ、樹種の特徴や性質、由来等について、講師の説明を受けながら散策しています。
苗木配布事業	・緑化啓発事業の一環として、東京都苗木生産供給事業を活用した苗木配布事業を開催しています。 ・自宅で花や実を楽しむことができる樹種を用意し、1家族1株、その場で好きな樹種を選んでいただいています。
植物講演会	・植物について知ってもらい、関心を持ってもらうことによって、緑を大切にし、守る心を育んでいくことを目的に、小学校 3 年生から 6 年生とその保護者の方を対象とした植物講演会を行っています。 ・過去の講演会は「木の葉のふしぎ」「花の色のふしぎ」「野菜で学ぶ植物のかたち」 等のテーマで行いました。
屋上等緑化補助金	・都市部のヒートアイランド現象、大気汚染の緩和、地球温暖化の防止等、良好な生活環境の保全と改善を図ることを目的として、屋上、ベランダ、壁面において緑化を行う方へ、必要な経費の一部を助成しています。
生垣造成補助金	·街並みの美観形成や、災害に強いまちづくりのため、新たに生垣を造成する工事 の費用や、その際のブロック塀の撤去費用の一部を助成しています。
保護樹木・保護樹林の 制度	・区内に残された大樹は将来にわたって保存すべき貴重な財産であることから、要件を満たす樹木と樹林を保護樹木、保護樹林として登録し、維持管理に要した経費の一部補助を行っています。
市民緑地の制度	・屋敷林等まちの中に残された樹林地は、まとまりのある緑の空間として貴重なものです。区との契約により緑地として公開していただくことで、区が維持管理を行うほか、所有者の方には税制面での優遇措置があります。
公園再整備	・公園、児童遊園等をより安全・安心で快適な ものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、公園再整備を進めています。 ・肥後細川庭園の再整備では、より豊かな生態 系の保全を目的に、生物多様性の保全・回復 に寄与する在来種植栽を行いました。
自然科学教育事業(科学教室)	 ・区内在住・在学の小学3年生から6年生(テーマにより中学生まで)を対象に教育プログラムを開催しています。 ・動植物に関連するものとしては、「魚の解剖~アジの体のしくみを調べよう~」「昆虫と触れ合う野外教室」「植物のからだのしくみ」「水中の微生物を観察しよう」等のプログラムを行いました。
自然科学教育事業 (子ども科学 カレッジ)	 ・区内在住・在学の小学4年生から中学生を対象に、教育プログラムを開催しています。 ・動植物に関連するものとしては、「昆虫のくらしから学ぶ自然界の"掟"」「恐竜時代の植物の中を見てみよう」「鳥たちの生活と体のしくみから生物進化のなぞをとく」「さかなの不思議ー水の中で生きるってどんなだろうー」等のプログラムを行いました。

2) 都立公園の取組

都立公園の文京区内での生物多様性と関連の深い具体的な取組例を以下に示します。

都立公園である小石川後楽園と六義園では、季節によってさまざまなイベントが開催されており、区民等が都心でも四季折々の生きものとの触れ合いを体験することができる貴重な場所になっています。

<都立公園による文京区内での生物多様性と関連の深いさまざまな取組>

		「国による又尔区内での主物多体性と関連の深いさ	
施設名	時期	取組内容	写真
	2月上旬~ 3月上旬頃	・約 90 本の紅梅・白梅の見頃にあわせて、「大江戸玉すだれ」や「雅楽の演奏会」等、古くから続く日本の伝統芸能の公演や、特別ガイドツアー「梅めぐり」等のイベントを開催しています。	
	5月頃	・徳川光圀公が嗣子・綱條の夫人に、農耕の尊さと農民の苦労を教えるために行ったとされる田植え行事を、伝統行事として守り継いでいます。 ・地元の小学校の社会科・理科の校外学習教育の一環として実施されており、昭和50(1975)年から続いています。	四枝三仁東
小石川後楽園	6月中旬頃	・660 株のハナショウブが見頃を迎える時期に合わせ、より近くで観賞できるように菖蒲田の脇に木道を設置し、「花菖蒲を楽しむ」と題したイベントを開催しています。	田植え行事
	9月頃	・稲刈り行事を昭和 50(1975)年から、社会科・理科の校外学習教育の一環として実施しています。	
	11 月下旬	・約 480 本のイロハモミジが鮮やかに色づく頃、紅葉 イベント「深山紅葉を楽しむ」を開催しています。里	
	12月上旬頃	より。	稲刈り行事
	12月上旬 ~ 3月上旬頃	・マツには冬の風物詩でもある「雪吊り」、「コモ巻き」、 また、霜除けの「化粧わらぼっち」が施される冬支度 の様子が観察できます。	
	3月中旬~ 4月上旬頃	・シダレザクラの開花期間に合わせて「しだれ桜と大名 庭園のライトアップ」が開催され、春の風物詩として 親しまれています。 ・庭園ガイドボランティアの案内で、桜の季節の園内散 策も楽しむことができます。	
六義園	4月中旬~ 5月上旬頃	・江戸園芸ツツジの解説パネルの展示やツツジの特別ガイド等、ツツジの歴史に楽しく触れることのできるイベントが開催されます。	しだれ桜と大名庭園のライトアップ
	11 月下旬 ~ 12 月上旬	・「紅葉のライトアップ」が開催されます。・また、庭園ガイドボランティアの案内で、紅葉の季節ならではの園内散策を楽しむことができます。	
	12月上旬	・マツには冬の風物詩でもある「雪吊り」、「コモ巻き」、 また、巻きおろし型の霜除けが施される冬支度の様子	THE STATE OF THE S
	3月上旬頃	が観察できます。	紅葉のライトアップ

写真の出典) 公益財団法人東京都公園協会 HP

3) 区民・事業者の取組

区民・事業者の生物多様性への取組について調査するため、平成 29 (2017) 年度にアンケートを実施しました。

<アンケート配布数と回収率>

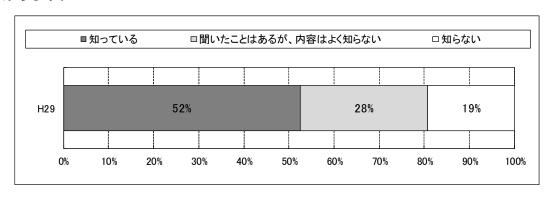
	区民	事業者	
対象	20 歳以上の住民基本台帳登録者	・大規模事業者(業務部門)29 事業所	
	1,200 人	(都条例による指定地球温暖化対策事務所)	
	(住民基本台帳から年齢別人口比	・中小規模事業者(業務部門)500 事業所	
	率抽出)	(商用データベースをもとに層別抽出)	
回収率	29.9% (357/1193 [*])	31.8% (161/506 [*])	
		大規模事業者 75.9%(22/29)	
		中小規模事業者 29.1%(139/477)	
実施 時期	平成 29(2017)年 5 月 26 日発送 6 月 14 日投函締切		

[※]宛先不明で返却された分は、母数から除外

■区民アンケートの結果概要

①「生物多様性」についての認知度

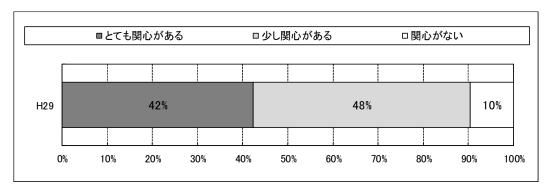
「知っている」が半数を超えており、「生物多様性」に関する区民の認知度は高いことがわかります。



[※]端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

② 身の回りの「生きもの」の存在についての関心度

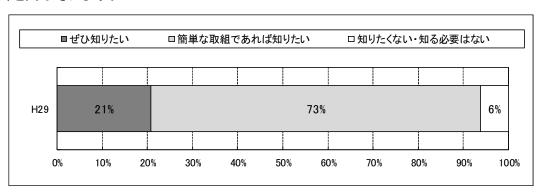
「とても関心がある」、「少し関心がある」を合計した割合が、9割と関心度が高く、「関心がない」は1割に留まりました。



※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

③ 生物多様性の保全に関する具体的な取組の内容について

「ぜひ知りたい」、「簡単な取組であれば知りたい」を合計した割合が9割以上と、高い割 合を占めています。



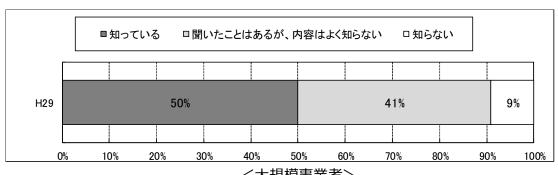
※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

■事業者アンケートの結果概要

①「生物多様性」についての認知度

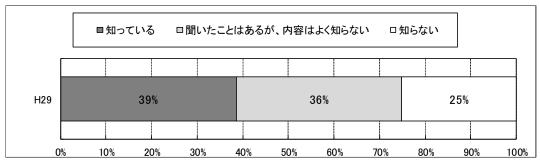
大規模事業者では、名称の認知度は9割程度と高いですが、内容の認知度は5割程度に留 まりました。

中小規模事業者では、名称の認知度は7割以上でしたが、内容の認知度は4割程度に留ま りました。



<大規模事業者>

※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

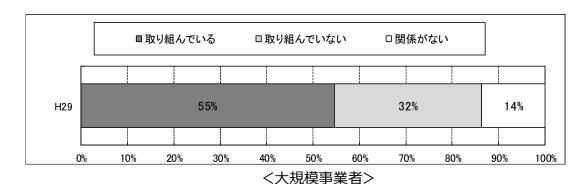


<中小規模事業者>

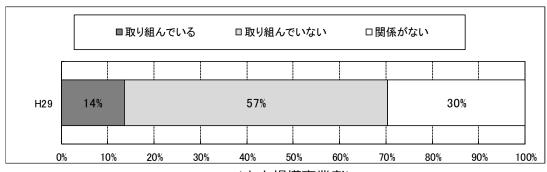
※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

② 生物多様性の保全につながる取組について

大規模事業者では、「取り組んでいる」が5割以上を占めましたが、中小規模事業者では、「取り組んでいる」が2割未満となりました。「関係がない」の回答は、中小規模事業者で3割となっており、大規模事業者と比較すると倍程度の割合でした。



※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。



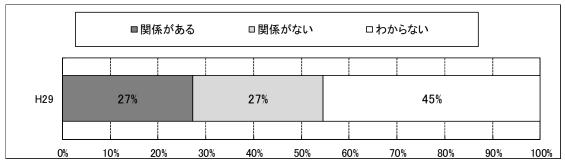
<中小規模事業者>

※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

③ 事業活動において生物多様性との関係性について

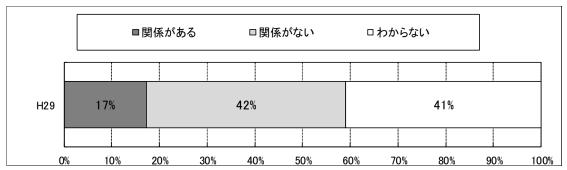
大規模事業者では、「関係がある」、「関係がない」の両方が約3割となりました。また、「わからない」の割合は4割以上と、認識が低い結果となりました。

中小規模事業者では、「関係がある」が2割未満に留まり、「関係がない」、「わからない」 の両方が約4割と、大規模事業者よりも認識が低い結果となりました。



<大規模事業者>

※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。



<中小規模事業者>

※端数処理の関係により、合計が100%にならない場合があります。

4) 団体・事業者等の取組

れたものです。

文京区内では、区民等が中心となった各種の団体により、緑の手入れや自然観察、各種調査等、生物多様性の保全につながる取組を実施しています。

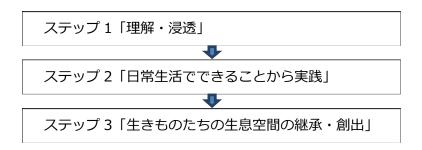
また、緑化や生きものの生息空間の創出等に取り組む事業者も見られます。

<文京区内の団体・事業者等の取組>

取組内容 ・自主管理花壇において毎年花植えを行っています。 ·花壇では生ごみ堆肥(以前は落ち葉も使っていた)による土の改良をしました。 ・文京エコ・リサイクルフェアやクールアースフェア等区主催のイベントに参加しています。 ·区内外の庭園を鑑賞するイベントを、これまで 60 回以上開催しています。 ·区からの受託事業「文京 eco カレッジ」の一環として親子環境教室や環境ライフ講座を実 施しています。 ・主に文京区民の親子を対象にした観察会を、自然環境が違う複数のフィールドで年間十数 回の頻度で開催しています。 ・樹木、動物、土壌、生態系等にふさわしい自然環境の整備(清掃)・保全活動を実施してい ます。 団体等 ·過去に、文京区の身近な緑を発見するイベントを 開催しました。植物や樹木の観察や計測をしなが ら、歴史や地形についても学び、「緑のパワースポ ット」として紹介しました。 ·23 区内の公園·キャンパス·お寺等で身近な生き もの調査を実施しています。 注)取組内容は、ヒアリング対象とした団体等の回答か ら抜粋しています。したがって、ヒアリング対象とした 全ての団体等が該当するとは限りません。 環境ライフ講座の様子 【区内ホテル】 ・庭園内におけるホタルの生育環境(水、エサ、植栽)の整備を行ってい ・天候に関わらずホタルを楽しんでいただけるように、庭園内の滝の後 ろに温度・湿度を管理したビオトープを設けています。 ·CSR^{*}の一環として、近隣小学校の児童にホタルの幼虫放流式への参加 を呼びかけています。その後、放流したホタルが羽化し飛翔する 5 月 下旬に児童と保護者を夕食に招待し、自分たちが放流した幼虫が成長 し飛翔している様子を観賞していただいています。 【区内建設会社】 ·CSR 活動として、10 年前から日本自然保護協会の自然観察 事業者 指導員講習会を共催しており、全国の社員が数名ずつ毎年講 習を受けています。 ·生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)での成果である 愛知ターゲットの目標を達成するための「にじゅうまるプロ ジェクト*」にも登録し行動しています。 環境配慮の研究を学会で報告しています。 【区内娯楽施設】 ・雨水を一時貯留して中水利用するシステムを導入し、水資源管理に取り組んでいます。 ·都市計画公園^{*}区域としての緑化に努めています。 ・緑化に際しては、アミューズメントエリアの特性も踏まえた植栽計画を行っています。 ※取組内容は、ヒアリングした事業者の回答を抜粋したものです。なお、写真は各事業者から提供さ

(5) 生物多様性の課題

生物多様性の保全を区全体で取り組むためには、以下のステップ 1~3 を段階的に実施し、各取組上の課題へ対応することが必要です。ステップ 1 「理解・浸透」から始まり、ステップ 2 で「日常生活でできることから実践」し、さらに一定の技術や投資を伴うステップ 3 「生きものたちの生息空間の継承・創出」に段階を進めていきます。



<生物多様性保全の取組のステップ>

1) ステップ 1「理解・浸透」の課題

課題① 「生物多様性」を自らに関係のあることとして、正しい理解を促すことが必要

- 「生物多様性」という言葉は徐々に浸透しつつありますが、生物多様性が人間の生存や事業活動の継続に必要不可欠なものであることに気づいていない区民、事業者が多いと推測されます。
- 区内においても、多くの生きものを日常的に目にする機会はありますが、人為的な 植栽やミシシッピアカミミガメやアメリカザリガニ等の外来種も多く見られます。
- 「ヒアリ」や「カミツキガメ」「アリゲーターガー」等が頻繁に取り上げられたこと も背景に、社会全体の外来種に対しての関心が高まっています。
- 生物多様性の現状を理解しつつ、生物多様性の概念の理解を促すことにより、「自らに関係のあるもの」としての認識を定着させることが、最初に超えるべき課題です。

2) ステップ2「日常生活でできることから実践」の課題

課題② 日々の生活や事業活動の中で、「誰でも実践できることがある」ことを認知しても らうことが重要

- 「生物多様性の保全」は、都市住民にとっては無関係なものと認識されがちであり、 最初から実践を諦めてしまう傾向にあります。
- 区民アンケートでは、7割以上の区民が「簡単にできる取組であれば知りたい」との 回答もあり、自らの生活スタイルの中で気軽に実践できるものであれば、受け入れら れる可能性はあります。
- 世界人口の半数以上が都市で生活しており、都市住民の生活スタイルや事業活動が、 生物多様性に与える影響は大きいため、日々の実践による効果も極めて大きいです。 そのため、区民レベル(食生活やペットとの付き合い方等)、事業者レベル(原材料

の調達先の選択等)において、配慮すべきことがあるという認知を促し、生物多様性 の保全に参加する意識を持ってもらうことが重要です。

課題③ 区民・事業者等が実践するための指針・機会・場所・支援が必要

- 緑や生きものの保全・創出、調査等に取り組んでいる区内団体や民間事業者は存在しますが、「生物多様性」という観点からの取組は数が少ないです。何をすべきか、何をすれば効果があるのかがわからず、実践に必要な知識や技術も有していないことが要因であると考えられます。
- 区内団体では会員の固定化・高齢化等の影響もあり、領域の拡大や新たな展開に踏み 出すことが困難な状況にあります。
- 地域戦略の策定を通じて保全の指針を共有し、区民、事業者、団体、行政、研究機関 や大学等が連携し、継続して活動していける仕組みの構築が必要です。

課題④ コベネフィット*に着目した、分野横断的な実践が必要

- 生物多様性の保全は、区民の生活の質の向上や文化芸術・歴史の保全、観光振興、食の安全、地球温暖化への適応等、多様な分野の施策との関連が深く、既存の施策・事業の中でも、今後、生物多様性保全の視点を取り入れながら、連携して取り組むことが期待されるものも多くあります。
- 食や健康等の身近な問題とセットにして区民にアプローチすることが、無理なく、そして自然に生物多様性保全の実践に導くことが可能になるため、連携して取り組むことが期待されます。
- 生物多様性の保全による副次的効果を明らかにしながら、分野横断的な取組として 浸透させ、さまざまな方面からアプローチすることが必要です。

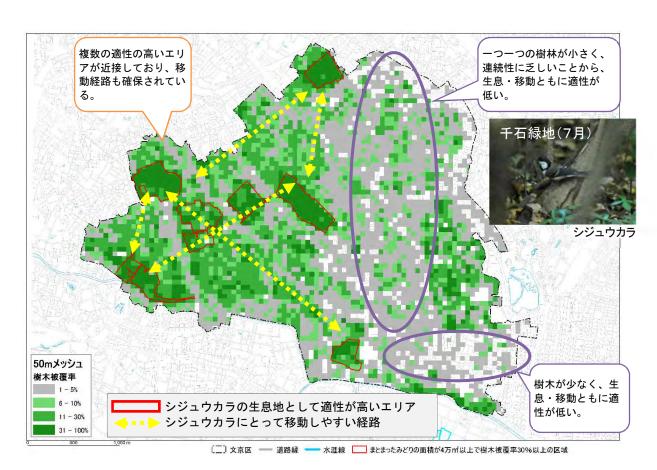
3) ステップ3「生きものたちの生息空間の継承・創出」の課題

課題⑤ 文京区の特性に合わせた戦略的な継承・創出が必要

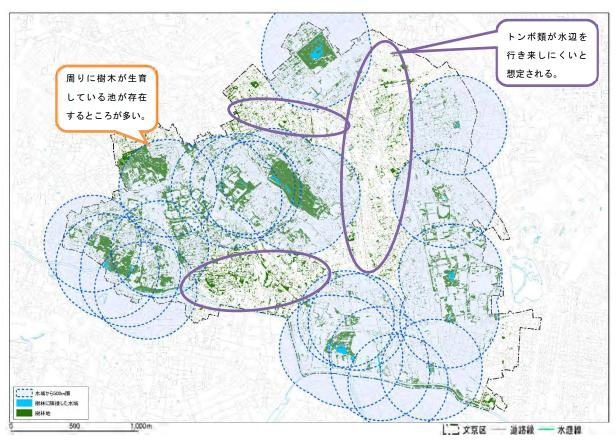
- 文京区に存在する樹林や草地のうち、大きな面積を占め、かつ一定のまとまりをもって存在するのは、公園(庭園等を含む)、社寺、そして大学を中心とした文教施設です。これらは、多種多様な生きものが生息しており、文京区の生物多様性を支える重要な拠点施設となっています。
- 公園や庭園等は、それぞれの特性を踏まえた生物多様性の保全への配慮が必要となります。
- 大学等の大規模な文教施設の中には、敷地内に古くからの樹林地を含むものもあり、 生物多様性の拠点として重要な機能を果たしています。文教施設や緑豊かな民間施 設は、区民が生物多様性に身近に触れることができる重要な空間であり、区全体の 核となるビオトープの継承・創出、そして活用に連携して取り組む必要があります。

課題6 身近な生物多様性の創出が必要

- かつて、文京区内にも田畑が広がり、ところどころに雑木林が残る等、ごく身近なところにビオトープが存在していました。また、湧水や河川等水が豊富な地域でもあり、さまざまな水辺の生きものを見ることができたはずです。このような環境の中で、日常的に季節の移ろいを感じ、生物多様性の恩恵(食物や衣料の提供、快適な生活の享受等)を実感できたことが想像されます。
- 現在、街路樹や住宅の緑等により、日常生活の中でも緑を目にすることは多いですが、景観や管理のしやすさ等、人間生活を優先したものとなっています。これらの身近な緑が、生きものの利用や生息に配慮されたものになれば、区内の拠点的な緑や水辺を多くの生きものが自由に行き来することができ、区全体の生物多様性が大きく向上します。
- 区内で生きものの移動がしにくくなっているエリア(下図に示すシジュウカラやトンボ類の移動に着目した分析成果等を参考)にも着目し、住宅や事業所等、身近なところでビオトープを創ることを促すとともに、まちづくりの中で計画的に緑を配置していくことで、エコロジカル・ネットワーク*の充実が期待できます。



<主に樹林地に生息する「シジュウカラ」の生息地・移動経路の分析>



<繁殖に水辺を必要とする「トンボ類」の生息地・移動経路の分析>

課題② 人の生活や事業活動との生物多様性の共存のあり方の模索が必要

- 文京区において、生物多様性の核となる公園、庭園、神社、屋上緑化された施設等は、いずれも人の利用を前提とした施設であるため、生物多様性の保全に取り組むためには、常に利便性や快適性とのバランスの良い共存のあり方を考慮する必要があります。
- バランスの良い共存を考える上では、利用者の年代や価値観等の多様性も考慮する 必要があります。今後、土地や施設の利用目的や利用実態、経済性等を踏まえながら、 公園や道路等の緑化の方針、まちづくりにおけるオープンスペースの利用方法等、常 に共存のあり方を模索する必要があることは、都市である文京区特有の課題です。

コラム

生物多様性都市ビジョンについての意見交換会

区が目指すべき生物多様性都市ビジョンについての意見交換を行うため、中央大学理工学部石川幹子教授のご協力のもと、区民等(環境ライフサポーター)及び中央大学の学生による意見交換会を平成 30 年 6 月に開催しました。

文京区の緑の現状・魅力・課題を整理し、生物多様性の観点から目指すべき生物多様性 都市ビジョンを提案して頂きました。











第3章 戦略の目標

第1節 文京区が目指す生物多様性都市ビジョン

第2節 基本目標



第3章 戦略の目標

第1節 文京区が目指す生物多様性都市ビジョン

都市にある文京区では、日々の生活や仕事(普段の行動)に関連する「くらし」とともに、 都市が発展するためのまちの開発や身近な緑の創出等に関連する「まちづくり」の視点での生 物多様性を考えることも重要です。

本戦略では、10年後に到達することを目指す文京区の姿を、『生物多様性都市ビジョン』として、以下のように定めます。

生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち

また、このビジョンを実現するために、「くらし」と「まち」の姿を、以下のように目指していきます。

■目指すべき「くらし」の姿

生きものとひとのくらしがつながり、新たな歴史と文化を紡ぐまち

文京区民の暮らしは、地球全体の動物や植物等のすべての生きものによる恵みに支えられており、日常生活の中でその恵みを大量に消費しています。これらの恵みは、人が生きる上で必要不可欠な衣食住の提供に限らず、四季折々の花を楽しむお祭りや、季節の移ろいを感じることで生まれる詩や俳句等、歴史・文化を形づくる基盤でもあります。



日々の暮らしが、地球上の生きものによる恵みに支えられていることを区民の誰もが理解し、意識しています。

多様な生きものたちの存在が、人の暮らしに必要不可欠なものとして認知され、今まで以上に身近なものとして人の暮らしとつながることで、人の心や暮らしがより豊かなものへと成長し、自然の恵みを守る行動へとつながります。自然を思いやり、自然からさまざまなものを享受しながら、生きものと人との新たな歴史と文化を紡ぎ出していく暮らしを目指します。



出典)認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用 ※認証マーク等は一例です。使用方法は各認証団体等の HP をご参照ください。

認証商品等の生物多様性に配慮した商品を選んで購入する等、日々、自然を思いやる行動を心掛けています。

■目指すべき「まち」の姿

多様な生きもの、水、みどりとともに豊かに発展するまち

文京区に古くから残されている豊かな水やみどりは、長い歴史の中で、大火や戦火等を潜り抜けながら、それぞれの時代の先人たちが、守り・創り上げてきたものです。また、現代のまちの持続的な発展においても、新たな水・みどりが生まれ、育てられています。

このように、時代も環境も異なる中で生まれる水とみどりが互いに結びつき、季節の 移ろいや自然の息吹を身近に感じられる、生物多様性都市を目指し躍進していきます。

生きもの、ひと、くらしがつな

生きものとひとのくらしがつながり、新たな歴史と文化を紡ぐまち



がり 豊かな文化を育むまち



第2節 基本目標

ステップ1 理解・浸透

基本目標 I 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

- ・ 生物多様性の概念の理解を促します。
- ・ 「生物多様性」の重要性について、区民・事業者の共通認識として定着させます。
- ・ 生物多様性が人の生存には不可欠であるとともに、区民や事業者の行動が影響を与えていることを、身近な具体的な実例を通して実感してもらい、生活の中に浸透させます。

ステップ2 日常生活でできることから実践

基本目標 II 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

- ・ 日常生活で実践できる生物多様性の取組の周知を図り、他分野とも連携しながら、区民 が主体的に実践できる環境を構築します。
- ・ 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促します。

ステップ3 生きものたちの生息空間の継承・創出

基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

- ・ 歴史ある水と緑の拠点と、それを結ぶ身近な水と緑の保全と創出に取り組み、戦略的に ネットワーク化していきます。
- ・ ネットワーク化には区民や事業者も参加し、身近な生物多様性づくりに取り組むまちを実現します。

基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

- ・ 都市が発展するための開発の際には、空地を創出し、まとまった緑化空間を設けていきます。
- ・ 今後必要となる都市基盤の更新の際は、緑を再生することにより、緑のネットワーク形成に配慮します。
- ・ まちが発展しながら、開発等で緑をつなげることによって、生きものの多様性に寄与していく将来に導くことが、文京区が目指す持続可能な都市の姿です。

第4章 施策の方向性



第4章 施策の方向性

第3章で掲げた生物多様性都市ビジョンを達成するため、以下の4つの基本目標とそれに関連 する施策の方向性及び施策を定めます。

生物多様性都市ビジョン

目指すべき「くらし」の姿

基本目標

理解・ 浸透

「生物多様性」を身近なも 基本 目標 のとしての理解と浸透・定

Ι 着を図る

生きものとひとのくら しがつながり、新たな 歴史と文化を紡ぐまち

できることから実践 ステップ2 日常生活で

基本 生物多様性に配慮した生 目標 活スタイル等に転換し、日

II常の中で実践する

目指すべき「まち」の姿

生きもの、ひと、くらしがつながり(豊かな文化を育むまち

多様な生きもの、水、 みどりとともに豊かに 発展するまち

ステップ3 生きものたちの生息空間の継承

生物多様性に配慮したま ちづくりに各主体が取り 基本 目標 組み、身近に生物多様性を ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 実感できるまちを実現す る

基本 目標 IV

生物多様性と都市の発 展・再生をバランスよく

持続する

創出

施策の方向性

施策

- 1 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる
- 区内の生物多様性の現状を把握・周知 2 する
- 3 区内等の自然・生きものに触れ合う機会 を創出する

- 1-1 生物多様性に対する理解・浸透
- 1-2 外来種等に関する理解・浸透
- 2-1 定期的な動植物調査の実施検討
- 2-2 区民参加型の普及啓発を目的とした生きもの調査の実施
- 2-3 HPを活用した生きもの写真館への投稿と生育・生息情報の公開
- 2-4 区の生物多様性をまとめた図鑑の作成・発行
- 2-5 各種調査結果に基づくデータベースの整理と発信
- 2-6 既存施設を活用した情報発信
- 3-1 自然観察会等の区民が生物多様性を体感できる機会づくり
- 3-2 友好都市等と連携した山村体験や自然体験事業の実施
- 生物多様性に配慮した生活スタイルへの 4 転換を促進する
- 生物多様性に配慮した事業活動への転換 5 を促進する
- 6 各主体との連携・協働を推進する

- 4-1 有機系廃棄物*等の資源循環の周知・啓発
- 4-2 生物多様性に配慮した消費行動等の促進
- 4-3 生物多様性保全の人材育成
- 5-1 生物多様性に配慮した事業活動の周知
- 5-2 事業者が行う人材育成への支援
- 6-1 国・東京都・各自治体との連携
- 6-2 大学・研究機関との連携
- 6-3 生物多様性に関する区内の取組動向等の情報の集約・発信
- 7 公園・公共施設等における身近な生物多 様性を創出する
- 区民・事業者における身近な生物多様性 8 を創出する
- 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等 を継承する
- 10 エコロジカル・ネットワークを形成する
- 外来種・愛玩動物*等への適切な対応を推 11 進する
- 持続可能な都市開発における生物多様性 12 の再生を促進する
- 公共施設の改修時等における生物多様性 13 の再生を推進する

- 7-1 生物多様性に配慮した公園づくり及びその活用の推進 •
- 7-2 生物多様性に配慮した公共施設の緑の充実 ★
- 7-3 街路樹・植栽帯の保全・充実
- 8-1 住宅におけるビオトープの創出の促進
- 8-2 事業所におけるビオトープの創出の促進
- 9-1 保護樹林・樹木の保全 🖣
- 9-2 大規模緑地や湧水等の維持 🔲 🔭
- 9-3 歴史・文化に培われた緑の継承
- 10-1 生きものが生息・移動する空間のネットワーク化 ---- --- ---
- 10-2 緑の散歩道*(歴史、文化、自然、個性あるまちの風情に触れながら楽しく快適に歩ける道)の一体化
- 11-1 外来種等の侵入・拡散防止及び駆除
- 11-2 愛玩動物の適正管理
- 12-1 開発時における生物多様性の向上に役立つ情報提供
- 12-2 開発時における緑の創出の促進
- 13-1 施設の改修・建て替え時の生物多様性への配慮

基本目標 I 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・ 定着を図る

施策の対象



基本目標 I では、区民や事業者による生物多様性 に対する理解を促し、浸透・定着を図るため、以下 の3つの方向性から取り組みます。

施策の方向性

- 1「生物多様性」の概念を理解・浸透させる
- 2区内の生物多様性の現状を把握・周知する
- 3区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する

施策の方向性1 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる

区全体が一丸となって生物多様性の保全に取り組む最初のステップとして、まずは「生物多様性」の概念の正しい理解を促すとともに、暮らしや事業活動と密接に関係している ことを一人一人の意識に浸透させることに取り組みます。

各主体の役割

区民	区等が発信する情報を通じて、生物多様性と自らの暮らしや仕事との関係性を	
事業者	理解し、生物多様性を身近なものとして認識します。	
区	区民や事業者への情報発信を通じ、生物多様性への理解・浸透に取り組みます。	

区の施策

施策 1-1 生物多様性に対する理解・浸透

・ 生物多様性の概念、暮らしや事業活動との関わりや生物多様性に与えている影響等に ついて、わかりやすく具体的な情報を区HPやイベント、各種講座等を通じて発信し ます。

施策 1-2 外来種等に関する理解・浸透

- ・ 外来種の拡大を防除するため、外来種による区の生態系に対する影響等への理解を促 し、移動、放逐等を防ぐための情報発信に取り組みます。
- ・ペットとして飼育している外来種については、適切な飼育方法(放逐しない等)の普及・啓発を行います。

施策の方向性2 区内の生物多様性の現状を把握・周知する

区内の動物・植物等の生息・生育状況について、専門的な調査や区民参加型の調査等を 実施し、それらに基づくわかりやすい情報発信に取り組むことで、身近な自然に目を向け るきっかけをつくります。

各主体の役割

区民	生きもの調査等への参加や、日常生活の中で生きものに目を向けることにより、		
事業者	自らの知見を深めるとともに、区による情報の蓄積に協力します。		
区	区内の生物多様性の現状について、さまざまな主体と連携・協働しながら情報の		
	蓄積に取り組み、親しみやすい形で区民・事業者に向けて発信します。		

区の施策

施策 2-1 定期的な動植物調査の実施検討

・ 区の生物多様性の経年変化を確認する専門的な動植物調査の実施を検討します。

施策 2-2 区民参加型の普及啓発を目的とした生きもの調査の実施

生物多様性について学び、身近な動植物の現状を知ることができる「親子生きもの調査」を実施します。

施策 2-3 HPを活用した生きもの写真館への投稿と生育・生息情報の公開

- ・ 区民や事業者から日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿を募集します。
- 多くの昆虫や鳥、植物を目にすることができるイベント等を活用し、生きもの写真館への投稿を呼びかけます。

施策 2-4 区の生物多様性をまとめた図鑑の作成・発行

・ 施策 2-1~2-3 で集めたデータを元に情報を整理し図鑑として作成・発行します。

施策 2-5 各種調査結果に基づくデータベースの整理と発信

・ 施策 2-1~2-3 で集めたデータを整理・蓄積し、区内における動植物の確認情報等を H P等で発信します。

施策 2-6 既存施設を活用した情報発信

・ 区庁舎や教育センターの掲示設備等を活用し、区内動植物に関連する情報を発信します。

コラム 身近な生物多様性をシェアする『文の京生きもの写真館』

■生きものの写真を撮影して、写真館に投稿しよう!! 文京区では、区の HP に『文の京生きもの写真館』を開館します。



- く『文の京生きもの写真館』の実施概要(予定)>
 - ●家や職場の周り等の区内で見つけた生きものの写真を区のHPから送ってください。
 - ●区は生きものの種類を調べて、場所・種数等を整理してデータとして集めます。
 - ●送られてきた写真等を活用し、季節のアルバムを作成します。

これは、普段、見過ごしてしまいがちな身近な生きものに興味を持ち、その多様さ、面 白さ、美しさ等を写真の撮影を通じて気づくことで、生物多様性を身近なものとして実感 して頂くことを目的として実施します。

また、区内の生きものの生息・生育に関する重要なデータとして蓄積していきます。



■『生きもの図鑑』や『生きものマップ』を使って、生物多様性を楽しもう!! 文の京生きもの写真館に集まった写真は、将来的には 『生きもの図鑑』や『生きものマップ』として取りまとめ ることを予定しています。

区内を散歩するとき、公園や庭園を楽しむとき、庭やプ ランターの世話をするとき、さまざまな場面で皆さんに活 用して頂けるものを予定しています。





施策の方向性3 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する

生物多様性の理解・浸透を図るためには、実際に自分の目で見て、耳で聞いて、手で触れる実体験が重要です。区では、自然観察会等や友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業を通じて、区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出します。

各主体の役割

区民	自然観察会等や自然体験事業への積極的な参加や旅先での自然体験等、自然・生
	きものに触れ合う体験を大切にします。
事業者	区が実施する自然観察会や自然体験事業への開催協力や、社員教育及び社内レ
	クリエーションの一環として自然体験を取り入れます。
X	区内における自然観察会等や、友好都市等との連携による自然体験事業等の実
	施により、区民が自然・生きものに触れ合う機会を創出します。

区の施策

施策 3-1 自然観察会等の区民が生物多様性を体感できる機会づくり

- ・ 区内の公園や庭園等を活用し、親子生きもの調査や自然散策会等を開催します。
- 「文京ふるさと学習プロジェクト(学校教育における副読本の改訂・発行)」と連携し、区の自然環境を含めたふるさと文京への理解、教育の充実を図ります。
- ・ 「文の京ゆかりの文化人顕彰事業(史跡めぐり)」と連携し、事業対象の文化人が、詩や歌、小説等で生きものや自然環境について題材としていた場合は、講座や史跡めぐり等の中で紹介します。
- ・ 親子環境教室、環境ライフ講座、科学教育事業等の環境学習会の中で、自然に関するプログラムの実施を検討します。
- ・ 生物多様性めぐりの道について、区 HP や自然観察会等のイベントで活用し、周知・ 啓発を図ります。

施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験や自然体験事業の実施

・ 友好都市等と連携し、森や水田等の自然環境と触れ合うことができる山村体験・自然体験事業を実施します。

基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、 日常の中で実践する

施策の対象

ステップ 2 日常生活でできることから実践



基本目標 II では、区民や事業者が生活スタイルや 事業活動を転換し、日常の中で実践することができ るように、以下の3つの方向性から取り組みます。

施策の方向性

4生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する

5生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する

6 各主体との連携・協働を推進する

出典)認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用 ※認証マーク等は一例です。使用方法は各認証団体等の HP をご参照ください。

施策の方向性 4 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する

日常生活における食料やエネルギー(電気、ガス、燃料等)の消費は、世界の生物多様性に大きな影響を与えています。そのため、日常生活の中で実践できる生物多様性に配慮した行動をわかりやすく周知し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進します。

各主体の役割

	生物多様性に配慮して生産・製造された食料品や衣料等を選ぶことや、食べ残し
区民	を減らす等、日常生活の中で実践できる生物多様性への配慮行動に積極的に取
	り組みます。
X	区民が日常生活の中で実践できる生物多様性に配慮した取組やその効果に関す
	る情報をわかりやすく発信し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を
	促進します。

区の施策

施策 4-1 有機系廃棄物等の資源循環の周知・啓発

・ 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発し、区内における資源循環を推進します。

施策 4-2 生物多様性に配慮した消費行動等の促進

- ・ 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル*等)や企業を紹介します。
- ・ HP 等を活用して、都産都消*の事例(フード・マイレージ*等の考え方)を紹介します。
- ・ 食材の使い切りや余分な食材を買わない等、いのちを大切にする消費行動の重要性を 食品ロス削減の取組等と連携して発信していきます。
- ・ 学校給食における「和食の日」と連携し、食材を題材とした生物多様性の情報(食育・ 生物多様性に配慮した米づくり、豊かな食材と生物多様性の関係等)を発信します。

施策 4-3 生物多様性保全の人材育成

- ・ 環境ライフ講座、リサイクル推進サポーター養成講座等を通じて、生物多様性に配慮 した生活スタイルに取り組む人材を育成します。
- みどりのサポート活動ボランティアについて周知・啓発を行います。

施策の方向性 5 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する

事業活動において、影響の大小はあるものの、原材料や商品の調達、製造・運搬・販売 過程でのエネルギーの使用等、さまざまな場面において生物多様性との関わりがあります が、このような認識はまだまだ定着していません。事業活動と生物多様性の関わりについ て啓発していくとともに、事業活動で実践できる行動を周知し、生物多様性に配慮した事 業活動への転換を促進します。

各主体の役割

事業者	自らの事業活動と生物多様性の関わりを理解し、実施可能な範囲で、生物多様性
	への配慮に取り組みます。
	事業者に対して、事業活動における生物多様性の保全対策と、それらに取り組む
区	ことによる事業者のメリット等をわかりやすく周知し、生物多様性に配慮した
	持続可能な事業活動への転換を促進します。

区の施策

施策 5-1 生物多様性に配慮した事業活動の周知

- ・ 事業所等から発生する有機系廃棄物等の循環利用を周知・啓発します。
- ・ 日常的に使用する事務用品や、商品の原料や材料等の調達等に関して、生物多様性に 配慮した商品(認証・エコラベル等)を紹介します。
- ・ 生物多様性保全への取組が企業評価(ESG*投資等)につながる情報を提供します。
- ・ 運搬等による環境負荷が小さくなり、都内の農地等を活性化し、新鮮な食材を購入で きる都産都消を促進します。

施策 5-2 事業者が行う人材育成への支援

- ・ 他事業者による先進的な取組について、セミナー等の機会を活用しながら紹介します。
- ・ 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対して、専門家等の紹介を行います。

施策の方向性 6 各主体との連携・協働を推進する

生物多様性の保全には、さまざまな場所、機会を活用して取り組む必要があるため、区内の緑をつなぎ育てていくことと同様に、区民・事業者・区の取組をつなぎ育てていくことが重要です。

各主体が連携・協働することで、不足する知識や技術、経験を補完し合いながら、区全体での実践につなげていけるよう、各主体の取組動向等の情報の集約・発信を行います。

各主体の役割

区民	区等が実施する生物多様性保全への協力や他団体・他事業者との情報交換等の	
事業者	連携を行います。	
	区内における団体や事業者等の取組を集約・発信するとともに、生物多様性の保	
区	全に関するイベントや調査等を団体や事業者等と協働で実施することで、各主	
	体との連携・協働を推進します。	

区の施策

施策 6-1 国・東京都・各自治体との連携

- ・ 国が推進する全国的な取組や、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト*」等の仕組みを活用し他自治体との情報共有・交流を図ります。
- ・ 都立公園等での連携(イベント等)を検討します。
- 区の友好都市等との情報交換やイベント等での連携を行います。

施策 6-2 大学・研究機関との連携

- ・ 区内の現状把握やデータベースの構築等において、大学・研究機関との連携を検討します。
- ・ 大学生等と連携し、イベントや調査の実施、各大学間の連携の仕組みづくりを検討し ます。
- ・ 生物多様性に配慮した緑化を効果的に進めるための情報交換を行います。

施策 6-3 生物多様性に関する区内の取組動向等の情報の集約・発信

- ・ 生物多様性に関わる活動を行う個人や団体、事業者等の活動紹介・情報共有を行います。
- ・ 環境関連団体等に対して、生物多様性の保全に資する知識や技術(植栽時の配慮事項、 草刈りの方法、外来種の情報等)に関する情報提供を行います。
- 環境関連団体等と、イベントや調査等において連携・協働します。

基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り 組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現 する

施策の対象

基本目標Ⅲでは、各施設や建物の所有者・管理者が、それぞれの立場で主体的に生物多様性に配慮したまちづくりに取り組むことができるよう、ビオトープタイプ別に施策を検討し、全てのタイプを網羅する以下の5つの方向性から取り組むこととします。

ステップ 3 生きものたちの 生育空間の継承・創出



施策の方向性

7公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する

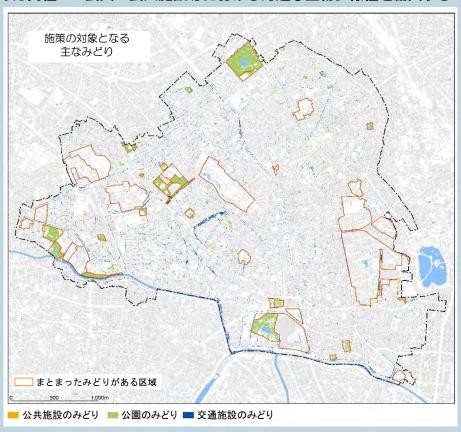
8区民・事業者における身近な生物多様性を創出する

9 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する

10 エコロジカル・ネットワークを形成する

11 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する

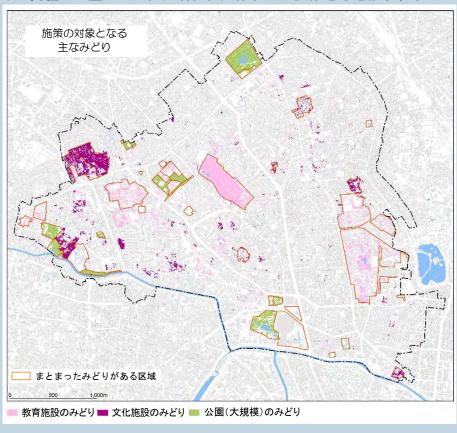
施策の方向性 7 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する



施策の方向性8 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する



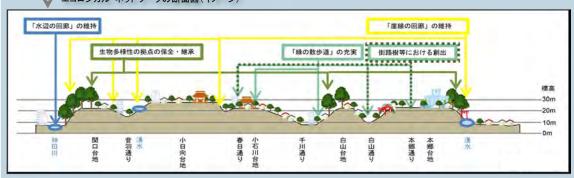
施策の方向性 9 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する



施策の方向性 10 エコロジカル・ネットワークを形成する

多様な空間に生物多様性に配慮した新たな緑が創出され、歴史・文化に培われた豊かな水、緑と結びつくことで、「エコロジカル・ネットワーク」が形成されます。





- ■『エコロジカル・ネットワーク軸』の基本的な考え方
- ① 生物多様性の拠点の保全・継承
- ・文京区の大規模なビオトープ等を、生物多様性の拠点として位置付け、保全・継承していきます。
- ② 拠点をつなぐネットワークの創出
- ・拠点をつなぐために、「<u>緑と水のネットワーク軸***1</u>」と「<u>緑の散歩道</u>」を活用します。
- ・生きものが移動する上では地形を考慮したネットワークが必要であることから、「<u>崖線に残された緑</u>」や「河川」 等の回廊の維持にも取り組みます。
- ・小規模でありながらも緑として連続性のある「<u>住宅・事業所等の身近な緑</u>」の創出や、今後の都市開発や都市 基盤の更新等における新たなビオトープの創出によりネットワークを充実させます。
- ※1 「文京区都市マスタープラン(平成23年3月)」より
- 注)施策の方向性11「外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する」は区全域で実施します。

施策の方向性 7 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する

区内の大小さまざまな公園は、多くの区民や来訪者が集う場所であり、最も身近に生物 多様性を感じることができる空間です。また、公共施設において、今後の取組によっては 同様の役割が期待できます。

公園・公共施設等の整備・維持管理の中で、それぞれの特性に応じた身近な生物多様性の創出に取り組みます。

各主体の役割

区民	生物多様性に配慮した公園づくりに協力するとともに、普段の利用の中で公園
	の生きものにも興味を持って触れ合います。
区	公園・公共施設等の整備・維持管理に取り組む中で、生物多様性に配慮した公
	園・公共施設の充実を図ります。

区の施策

施策 7-1 生物多様性に配慮した公園づくり及びその活用の推進

- ・ 在来種・地形・水辺との連続性に配慮した植栽整備を推進します。
- 鳥や蝶等の餌となる花や木の実等がなる木の植栽を検討します。
- ・ 昆虫等の生息環境に配慮した植え込み地を管理します。
- ・ 水施設がある公園では、親水性が高く水辺を楽しめる施設を整備します。
- 生きものの生息空間として、立地上特に重要な公園は、水施設の新設や小規模なビオトープづくりを行います。
- ・ ヘドロやごみの撤去等の維持管理・水質改善に取り組みます。
- ・ 樹木が健全に育つように、剪定等の適正な維持管理を行います。
- ・ 落ち葉や剪定枝葉の堆肥化・チップ化等を公園の植え込み地の土壌に還元します。
- ・ 区民参画による公園管理を行います。
- 公園の全面改修時には、区民参画による公園づくりを行います。
- 公園等に生息する生きもの案内板の設置を検討します。
- ・ 生態系への影響や人間への危険性が大きい外来種等の管理を行います。

施策 7-2 生物多様性に配慮した公共施設の緑の充実

- ・ 区庁舎における生物多様性に配慮した草刈り方法等を検討します。
- ・ 公共施設の外構や庭等において、生物多様性に配慮した緑化を図ります。

施策 7-3 街路樹・植栽帯の保全・充実

・ 街路樹・植栽帯の整備・維持管理において、特に主要な幹線道路では、地域特性に応じて多様な緑化を進める等、植栽等を特徴的なものにしていきます。

施策の方向性8 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する

文京区の生物多様性において、住宅や民間施設の緑が重要な役割を担っています。その 役割は、大規模な公園や文教施設等の「拠点をつなぐ緑」または「拠点と拠点の中継地」 であり、区内で暮らし働く人々が日常的に目にする「最も身近な緑」である等、多岐に及 びます。

生物多様性に関する認証制度やガイドブック等を活用しながら、区民や事業者が実践できる身近な生物多様性の創出を後押しします。

各主体の役割

区民	住宅の庭、軒先、ベランダ等で手づくりビオトープ*の創出に取り組むとともに、
	緑化助成制度等を活用しながら、質の高い緑を維持します。
	事業所の外構や屋上等で、手づくりビオトープの創出に取り組むとともに、緑化
事業者	助成制度や既存の認証制度等を活用しながら、生物多様性に配慮した緑化や、そ
	の取組成果の発信等に取り組みます。
区	生物多様性に関する認証制度やガイドブック等により、区民や事業者に身近な
	生物多様性の創出方法を周知します。

区の施策

施策 8-1 住宅におけるビオトープの創出の促進

- 苗木の配布や啓発を行います。
- ・ 集合住宅のベランダ等、限られた空間でも取り組むことができる手づくりビオトープ の取組事例や取組方法を紹介します。
- ・ 生物多様性に配慮した(緑化)ガイドブック等を作成します。
- ・ 生垣造成や屋上緑化等への緑化助成を行います。
- 屋敷林の維持管理に必要な助成を行います。

施策 8-2 事業所におけるビオトープの創出の促進

- 生物多様性に関する認証制度を周知するとともに、認証を取得した事業者については、区HP等を活用して事例の紹介を行います。
- ・ 事業所で取り組むことができる手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介を 行います。
- (再掲) 牛垣造成や屋上緑化等への緑化助成を行います。

コラム

手づくりビオトープの取組方法

手づくりビオトープとは

住宅の庭、軒先、ベランダや、事業所の外構、屋上等の小さくて狭いスペースでも、生きものの暮らす場所(ビオトープ)を手づくりすることができます。このような取組を本戦略では"手づくりビオトープ"と呼んでいます。

"手づくりビオトープ"は、鉢で植物を育てたり、小さな池を作ったりすることで、生きものの居場所となる空間を少しずつ作り出すことができます。"手づくりビオトープ"の一つしは小さくても、区内で多くの人々が取り組んでいくことで個々の"手づくりビオトープ"がつながれば、生きものにとってより暮らしやすい環境になると考えられます。



手づくりビオトープのポイント

生きものによって好む環境や食べ物等が異なることから、利用してもらいたい生きものの特性に応じて、"手づくりビオトープ"の作り方を工夫することが考えられます。"手づくりビオトープ"のポイントを以下に示します。

手づくりビオトープのポイント

食べ物をつくる

■花の密

・蜜の出る花を植え ることで、チョウ 等が吸いに来るよう になります。



■実

・果実のなる植物を 植えることで、鳥 等が食べに来るよう になります。



■バッタの食草

バッタが好むイネ科等の植物を植えることで、棲み着くようになります。



■チョウの食草

・ナミアゲハの幼虫は ミカン科の植物を、 モンシロチョウの 幼虫はアブラナ科 の植物を食べます。



休む場所をつくる

■止まり木 ・止まり木を作ると、 鳥が羽を休めに来る ようになります。



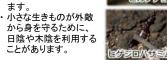
■隙間

・石等で隙間を作ると、 夜行性のヤモリ等が昼 間に隠れて休んだり、 越冬する生きものが寒 さを凌ぐために潜り込 んだりすることができます



■日陰・木陰

・夏の日中は暑いので、 日陰や木陰があると、 暑さを凌ぐことができ ませ



■水たまり

・なるべく水を多く入れると、水温や水質の 変化が少なくなり、生きものが棲み着きや すくなります。

水辺をつくる

・水たまりでは力の幼虫 (ボウフラ) が発生す ることがありますが、 ボウフラを食べるメダ カを入れることで、カ の発生が抑えられます。



■水辺の植物

・水辺のまわりに植物を植えると、木陰ができて、夏の水温上昇を抑え、生きものにやさしい空間になります。

・水面に接した植物等があると、トンボのヤゴが羽化して成虫になりやすくなります。





卵を産める場所をつくる

■食草

・チョウは、幼虫の食草を匂い等で探し 出して、そこに卵を産みます。

■水辺まわりの空間

トンボは飛びながら水の中に卵を産むので、水辺の上の空間が広いと産卵がしやすくなります。

■柔らかい土

バッタ等の昆虫類の多くは柔らかい土の中に 卵を産みます。

■隙間

・ヤモリやニホンカナ ヘビ等は石や壁、木 片等の隙間に卵を産 みます。



手づくりビオトープにやってきやすい生きもの

- その地域にもともと棲んでいる
- 長い距離を移動できる
- ・段差や道路を乗り越えられる
- ・警戒心が強くない









施策の方向性 9 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する

区内の大規模な大学や社寺等の敷地内には、古くから大切に守られてきた樹林地があり、文京区の生物多様性の拠点として、生きものを育み周囲に供給する、重要な機能を果たしています。

これらの歴史・文化に培われた緑は、各種の制度や法令に基づき、将来の世代に対して 継承していきます。

各主体の役割

区

区民 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等にある生物多様性を知り、大切にしま 事業者 す。

保護樹林・樹木制度や緑化重点地区*指定等を活用して、歴史・文化に培われた 緑や大規模緑地等を継承していきます。

区の施策

施策 9-1 保護樹林・樹木の保全

・ 保護樹林・樹木指定制度に基づき、維持管理費用の一部を助成する等の支援を行います。

施策 9-2 大規模緑地や湧水等の維持

- ・ 緑化重点地区への位置づけを推進します。
- 市民緑地制度*の活用を検討します。
- ・ 緑地が有する防災機能に着目し、その機能の維持・管理に配慮します。
- ・ 台地上に立地する公園等雨水の保全や低地への雨水の集中を防ぐために重要な箇所 は、雨水浸透に十分配慮します。
- ・ 崖線に残された緑地や湧水の存在を区の重要な特性として認識し、自然豊かな空間を維持します。

施策 9-3 歴史・文化に培われた緑の継承

- ・ 六義園、小石川後楽園、肥後細川庭園等は、その文化的な背景のある庭園として、往時の景観を維持するとともに、季節に応じた多様な動物・植物を楽しむことができる、 文化・歴史と生物多様性を一体的に味わえる空間として活用することを検討します。
- ・ 風致地区*や、都市計画公園としての緑や崖線、河川が織りなす、すぐれた景観を維持 します。
- ・ 文京花の五大まつり等、歴史があり、季節を感じることができるイベントについて、 一部経費を助成する等の支援を行います。

施策の方向性 10 エコロジカル・ネットワークを形成する

区内には、多くの生きものが生息する歴史・文化に培われた拠点的な緑が多く存在します。これらの緑を「つなぐ」ことで、生きものたちの行動範囲が広がり、拠点間の往来も増えることで、区全体の生物多様性が大きく向上することが期待されます。

拠点的な緑を保全しつつ、それを結ぶ水と緑の創出に取り組み、エコロジカル・ネット ワークの形成を目指します。

各主体の役割

区民	住宅の緑が、エコロジカル・ネットワークにおいて「つなぐ」役割を果たすこと
	を理解し、それに資する緑化や手づくりビオトープの創出に取り組みます。
	事業所の外構の緑や、敷地内のまとまった植栽地は、エコロジカル・ネットワー
事業者	クにおいて「中継地」及び「つなぐ」役割を果たすことを理解し、それに資する
	緑化や手づくりビオトープの創出に取り組みます。
X	全てのビオトープタイプに対して、生物多様性に配慮した緑化を推進・促進する
	とともに、公共施設の改修時や開発事業等の機会を捉え、新たな拠点や中継地の
	創出を誘導し、エコロジカル・ネットワークの充実に取り組みます。

区の施策

施策 10-1 生きものが生息・移動する空間のネットワーク化

・ 大規模な緑地を多くの生きものが生息する拠点とし、それらを公園、住宅、民間施設等の緑化でつなぎ、区全体の生きものの生息・移動空間のネットワーク化を図ることで、エコロジカル・ネットワークを充実させます。



<エコロジカル・ネットワークのイメージ>

施策 10-2 緑の散歩道 (歴史、文化、自然、個性あるまちの風情に触れなが ら楽しく快適に歩ける道) の一体化

・ 神社や仏閣、巨木、公園等の歴史・文化・自然環境を結ぶ緑の散歩道の一体化を図ります。

施策の方向性 11 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する

文京区には、ミシシッピアカミミガメやウシガエル、アメリカザリガニ等、多くの外来 種が定着し、身近な生きものとして認知されています。しかし、外来種の増加はその土地 に従来から生息している生きものたちの存在を脅かすものです。

そこで、今後の外来種の増加を抑えるために、区民の外来種に対する正しい理解を促 し、飼育されている外来種の放逐防止や、公園等での適正な管理等、適切な対応を推進し ます。

各主体の役割

	外来種の生態系に及ぼす影響と、飼育や捕獲する場合の注意事項を理解し、野外	
区民	への放逐・移動等はしないよう、適正な管理に努めます。	
事業者	また、人体に影響を及ぼす可能性がある危険な外来種についての理解を深め、被	
	害に遭わない適切な行動を心掛けます。	
外来種等の侵入・拡散防止及び駆除に取り組み、区民や事業者へ適正管理		
×	性について周知します。	
	また、愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発を行います。	

区の施策

施策 11-1 外来種等の侵入・拡散防止及び駆除

- ・ 外来種等の防御・駆除、カラス対策等を実施します。
- ・ 東京都との連携により危険な外来種にも適切に対応します。

施策 11-2 愛玩動物の適正管理

・ 愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発や飼い主のマナー向上を図ります。

基本目標IV 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

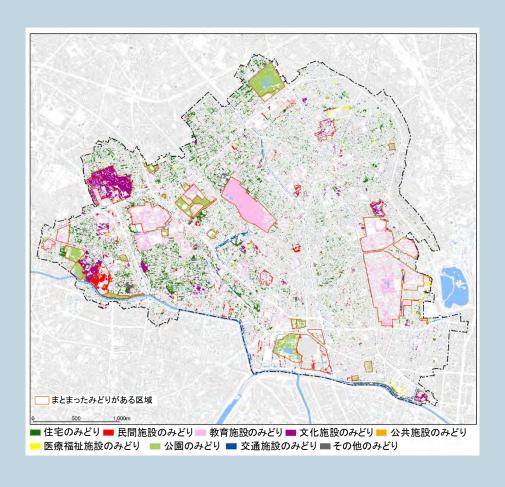
ステップ 3 生きものたちの 生育空間の継承・創出

施策の対象

基本目標IVでは、区全体のエコロジカル・ネットワークを充実させる上で、新たな拠点と新たなつながりを生みだす都市開発に着目し、以下の2つの方向性から取り組むこととします。

施策の方向性

- 12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する
- 13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する



施策の方向性 12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する

文京区は、持続可能な都市を目指し、まちが発展しながら、開発等で緑をつなげること によって、生きものの多様性に寄与していく将来に導いていきます。

各主体の役割

区民	生物多様性に配慮した都市開発の価値や快適性を理解し、居住空間として、
	また身近に生物多様性と触れ合える空間として積極的に利用します。
	都市開発を行う際は、開発が生物多様性に与える影響を理解しつつ、事業の
	実施により新たな生物多様性を再生することに配慮し、区全体のエコロジカ
事業者	ル・ネットワークの構築に協力します。
	また、オフィスや店舗の立地を検討する際には、生物多様性に配慮した施設
	や開発地に興味を持ち、積極的に選択します。
	都市開発を行う事業主体に対し、生物多様性の再生に資する技術的な情報や
X	活用可能な制度情報等を積極的に提供するとともに、優良事例を発信すること
	により、生物多様性に配慮したまちの価値を高めることを促します。

区の施策

施策 12-1 開発時における生物多様性の向上に役立つ情報提供

- ・ (再掲)生物多様性に配慮した(緑化)ガイドブック等を作成します。
- ・ (再掲)生物多様性に関する認証制度を周知するとともに、認証を取得した事業者については、区HP等を活用して事例の紹介を行います。
- ・ 事業者に対して、生物多様性への配慮に活用可能な補助事業等の情報を提供します。

施策 12-2 開発時における緑の創出の促進

- 緑地協定制度*等の活用を研究します。
- ・ 文京区みどりの保護条例に基づく緑化を指導します。
- ・ 今後必要となる都市基盤の更新の際は、緑を再生することにより、緑のネットワーク形成に配慮します。

施策の方向性 13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推 進する

区の施設等の改修時においては、新たな緑の創出や植栽への配慮等を検討し、生物多様性の再生を推進します。

各主体の役割

X

区の施設等の改修時においては、新たな緑の創出や植栽への配慮等を検討 し、生物多様性の再生を推進します。

区の施策

施策 13-1 施設の改修・建て替え時の生物多様性への配慮

・ 公共施設の改修・建て替え時には、新たな緑の創出や植栽への配慮等に取り組みます。

第5章 行動計画

第1節 区民の行動

第2節 事業者の行動



第5章 行動計画

生物多様性都市ビジョンの達成のためには、区民・事業者の一人一人が日常生活や事業活動の中で、生物多様性の保全に取り組んでいくことが重要です。

本章では、区民・事業者ごとの生物多様性に配慮した行動例を示します。

第1節 区民の行動

生物多様性という言葉は、多くの区民にとって「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」ものです。そこで、「理解」から始まる3つのステップごとに具体的な行動例を示し、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を促します。

ステップ 1

生物多様性を身近なものとして理解する

(1) 理解する

身近な生きものに興味を持ち、観察する

▶日常生活の中でも、多種多様な生きものを目にすることができます。じっくり観察 しながら写真を撮影して、区が運営する「生きもの写真館」に投稿することで、区 内の生きもの情報が充実します。

「生物多様性」の現状、保全の必要性を正しく理解する

- ▶区等が発信する情報や各種講座等を活用することで、生物多様性の現状や世界的な危機を認識し、保全に取り組む必要性を理解します。
- ▶都市で暮らす区民の生活も、生物多様性に大きな影響を与えているとともに、保全するためにできることがあることを理解します。

外来種の影響や取扱いを理解する

- ▶外来種が生物多様性に与える影響を理解するとともに、飼育や捕獲における正しい取扱いを理解します。
- ▶外来種には、人体に影響を与える危険なものも存在することを理解し、正しい知識に基づき、防除に協力します。

(2) 実感・体感する

自然観察会等のイベントに参加する

▶区等が開催する自然観察会や生きもの調査等に参加し、専門家から教えてもらうことで、一人で探すより多くの生きものと出会うことができます。

近所の公園や緑地を歩き、花見や紅葉狩り等季節の変化を楽しむ

▶花や木、草から季節を感じ、生物多様性の恵みを実感することができます。

区内の自然環境と文化・歴史とのつながりを知る

▶区内の文化・歴史に培われた緑は、多くの生きものの大切なすみかにもなっています。地域への愛着を持ち、文化・歴史を継承することは、生物多様性の保全にもつながります。

森や水田等の普段とは違う豊かな自然環境に触れ合う

▶区外の自然環境と触れ合うことで、普段とは違う自然の恵みを体感することができます。

ステップ 2 日常生活でできることから実践する

(3) 生物多様性に配慮した商品を選ぶ

都内や近郊でとれた野菜や旬のものを積極的に選び、食べる

▶食べ物の地産地消*は、輸送や生産に利用するエネルギーの削減だけではなく、新 鮮な食材を購入でき、地域の活性化や伝統的な食文化の継承にもつながります。

環境に配慮した商品を選ぶ

▶環境に配慮した商品を選ぶことは、森林や農産物、水産資源を守り、生物多様性の 保全に取り組む企業を応援することにもつながります。

(4) 身近な生きものを守る

野外で野生生物にエサをあげない

▶人が工サをあげると工サ探しをしなくなり、自力で生きていけなくなるため、生態系のバランスを壊す可能性があります。

ペットは最後まで責任を持って飼う

▶飼えなくなり放逐されたペットが野生化し、野生生物を捕食する等、在来種へ影響を与えてしまいます。

(5) 資源を守る

料理は適量をつくり、食品廃棄物の削減に取り組む

▶私たちの食生活は、多くの生きもののいのちから成り立っています。そのため、食品の廃棄を減らすことは、自然の恵みの持続可能な利用につながります。

節水や節電を心掛け、水やエネルギー等の資源を大切に使う

▶水やエネルギーも自然の恵みによるものであり、大切に使うことが生物多様性の保全につながります。

(6) 地球温暖化対策につながる省エネ型の行動を実践する

省エネ型のライフスタイルを実践する

▶地球温暖化による気候変動は、生態系のバランスを崩す大きな要因の一つとなっています。電気をこまめに消す、空調を適切に使う等の省工ネ行動は、地球温暖化の防止につながるとともに、生物多様性の保全にもつながります。

公共交通機関や自転車を利用する

▶二酸化炭素の排出が少ない交通手段を選ぶことは、地球温暖化防止になります。地球環境を維持していくことで生きものの生息地を守り、生物多様性の保全につながります。

ステップ 3 生きものたちの生息空間を創る・育てる・広める

(7) 生きものたちの生息空間を創り育てる

緑のカーテンや手づくりビオトープ等、身近な緑を増やす

- ▶花壇やプランター等の小さな緑も、多くの生きものが利用します。色々な生きものが休める、食べられる、子育てができるような緑を身近に増やしていくことが、区全体の生物多様性を豊かにすることにつながります。
- ▶身近な緑を創る際には、在来種の植物を選ぶよう心掛けます。

(8) 文京区の生物多様性の素晴らしさを伝える

自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章等で伝える

▶日常生活の中での発見や感動を家族や友人に伝えることが、生物多様性への関心や理解を広めることにつながります。

暮らしに必要な生物多様性のために私たちができること

生物多様性のために私たちができることはたくさんあります。

ステップ1生物多様性を「理解する」から始まり、ステップ2「実践する」、ステップ3 「創る・育てる・広める」の3つのステップごとに具体的な取組があります。人の暮らし に必要不可欠である、生物多様性の恵みを将来にわたり受け継ぐために、私たち一人一人 が生物多様性に配慮したライフスタイルを送ることが大切です。

ステップ1 生物多様性を身近なものとして理解する



身近な生きものに興味を持ち、観察しよう

身の回りを意識して観察してみると、多種多様な生きものを目にすること ができます。身近な生きものに興味を持つことが、理解への第一歩です。

区では、『親子生きもの調査』や『親子環境教室』、『自然観察会』等、自 然や生きものを観察できる取組を数多く行っていますので、ぜひ活用してく ださい。

ステップ2 日常生活でできることから実践する

都内近郊でとれた食材や、エコラベル等の環境に配慮した商品を選ぼう

地域でとれた食材を食べることで、地域の活性化や、輸送に伴う環境負荷を減ら すことができます。また、旬の食材は、温室等で栽培された食材と比べて省エネ・ 省資源型と言われています。





ステップ 3 生きものたちの生息空間を創る・育てる・広める



手づくりビオトープ等で身近な緑を増やそう

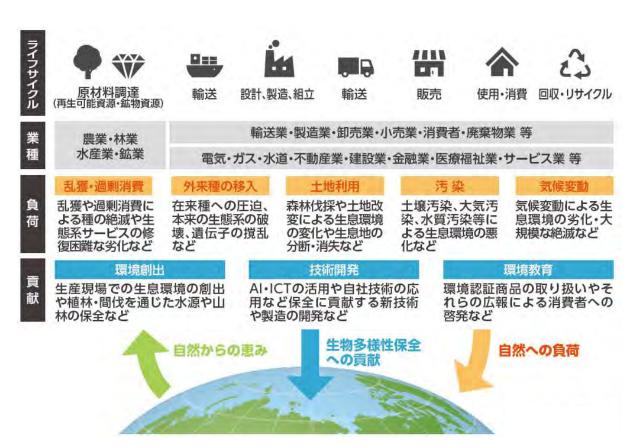
マンションのベランダや住宅の庭の、花壇・プランター等の小さな緑は、多 くの生きものが利用できる空間となります。こうした身近な緑を増やすことで、 生きものの生息空間がつながり、区全体の生物多様性が豊かになります。



第2節 事業者の行動

事業者は、事業活動を通じて国内外の生物多様性と深く関わり、また、商品やサービスを 通じて消費者と生物多様性との関わりに大きな影響を及ぼす、重要な役割を担っています。

事業者における生物多様性保全のための行動について、事業者共通の行動と、事業活動ご との行動を示します。



出典)「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)

〈事業活動による生物多様性への負荷と貢献のイメージ〉

(1) 事業者共通の行動

事業者共通の行動を以下に示します。計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action) といった PDCA サイクルに基づいて、各行動を進めていきます。

<事業者共通の行動リスト>

	行動	内容
	①体制の構築	社内外の情報が集約されるよう担当者を決め、取組
		を進める体制を構築する。
	②事業活動と生物多様	事業活動や自らの商品・サービスと生物多様性との
計画	性の関係性の把握	関連性を把握し、優先すべき取組を検討する。
(Plan)	③方針・目標の設定	国の方針、事業活動と生物多様性との関係性等によ
	受力率・日保の設定	り、取り組むべき方針・目標を設定する。
	④計画の立案	目標の達成に向けて具体的な実践内容を計画として
		整理する。
	⑤計画の実行	(事業活動ごとの行動を参照)
実行 (Do)	⑥内部への能力構築	人材育成、経営層・従業員への普及啓発等、組織内部
		での能力構築を図る。
	⑦外部ステークホルダ	NPO・地域住民・専門家といった主体とコミュニケ
	ーとの連携・コミュニケ	ーションを図り、多様な意見を計画に反映する。
	ーション	ンコンで図り、夕塚の志儿で計画に及びする。
評価	 ®モニタリング	定期的なモニタリングによる計画の進捗状況の把握
(Check)		や達成度を評価する。
改善	⑨計画の見直し	モニタリング調査にて抽出された課題を踏まえた計
(Action)		画の見直しを行う。

出典)「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より作成

(2) 事業活動ごとの行動

事業活動は業種によって異なるため、下表に事業活動ごとの関連性を整理しました。

<事業活動と生物多様性との関連性>

		事業活動ごとの関連性								
産業分類		(1)原材料調達	(2)生物資源の利用	(3) 生産・加工	(4) 投融資	(5) 販売	(6)研究開発	(7) 輸送	(8) 土地利用・開発事業	(9) 保有地管理
第一次産業	農業、林業	0	0	0		0	0	0	0	
	漁業	0	0	0		0	0	0		
第二次産業	鉱業、砕石業、砂利採取業			\circ		0	\bigcirc	0	0	
	建設業	0	0	\circ		0	0	0	0	
	製造業	0	0	0		0	0	0	0	0
第三次產業	電気・ガス・熱供給・水道業	0		0		0	0	0	0	0
	情報通信業	_				0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	0				0	0	0	0	0
	卸売業、小売業	0				0	0	0	0	0
	金融業、保険業				0	0	0		0	0
	不動産業、物品賃貸業 学術研究、				O	0	0		0	0
	子伽切え、 専門・技術サービス業	0	0			0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	\circ	0			0	\circ	0		0
	生活関連サービス業、 娯楽業	0	0			0	0	0	0	0
	教育、学習支援業	0	0				0	0	0	0
	医療、福祉	\circ	0	\circ			\circ	0	0	0
	複合サービス業	\circ	0	0		0	0	0	0	0
	サービス業	0		0		\circ	\circ	\circ	\circ	0

※ 表中「○」は、事業活動ごとの取組が当てはまる場合があることを示す

出典)「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より作成

1) 原材料調達

- 持続可能な範囲で資源を利用できるよう、資源利用量の低減を図ります。
- 認証品(森林認証、漁業認証等)を活用します。
- サプライチェーン*等に対しても、自社が影響を及ぼし得る範囲で、協力・啓発するよう努めます。
- グリーン購入*の基準等に基づいて物品を購入します。
- カーボン・オフセット^{*}に取り組んでいる商品を購入または使用します。

2) 生物資源の利用

- 生物多様性の保全上重要な地域での、生物資源の利用を回避します。
- 生物資源の量を把握し、枯渇しないように利用量の管理を行います。
- (再掲)認証品(森林認証、漁業認証等)を活用します。
- 花粉媒介や害虫駆除での外来種利用をなるべく避け、外部に影響を及ぼさないよう 適切に管理します。

3) 生産・加工

- 廃棄物の減量・リサイクルを推進します。
- 排水量・水質・化学物質等について、影響の把握・種類や量等の確認及び低減対策等 を実施します。
- 場所等に応じ、漏れ光の抑制や点灯季節、時間への十分な配慮を実施します。
- 生物多様性に配慮して生産・加工された商品の取扱いを推進します。
- 認証の取得に努めます。

4) 投融資

- プロジェクトへの融資において、審査の一環として生物多様性を含む環境影響評価 を求めます。
- 事業者への投融資において、対象事業者における生物多様性への配慮を確認します。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組や有用な情報を積極的に提供します。

5) 販売

- 取り扱う商品・サービス等が生物多様性に与える影響を確認します。
- 生物多様性に配慮した商品等の取扱いを推進します。
- 生物多様性に配慮した商品・サービス等について、配慮の内容等に関する情報を表示 します。
- 生物多様性に配慮して生産・加工された商品・サービスの販売量を増加させます。
- 生物多様性に配慮した商品・サービスに関する情報を消費者にわかりやすく提供します。
- 廃棄食品等は、飼料や堆肥として利用することに取り組みます。

6) 研究開発

- 生物多様性に与える影響が小さい商品や生産方法に関する研究開発を行います。
- 生きものから着想を得て新しい技術を開発するバイオミミクリー (生物模倣)を消費者に知ってもらうことで、生物多様性の重要性への気付きを促します。

7) 輸送

- ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車*等の低公害車を利用し、温室効果ガスの削減に取り組みます。
- コンテナ等に付着する生きものや種子を管理し、外来種の移入、移出を防止します。
- 外来種対策等生物多様性に配慮した取組を進める輸送業者を優先的に利用します。

8) 土地利用・開発事業

● 開発や都市基盤の更新を行う際には植栽に配慮する等、生物多様性の再生に取り組みます。

9) 保有地管理

- 事務所内で取り組むことができる手づくりビオトープや、生垣造成、壁面、屋上等の 緑化を行います。
- 緑地等を評価する認証制度により、保有地の緑地の管理・運営の取組について多角的 な評価を受けます。
- 緑地の管理等で発生した落ち葉や剪定枝は、堆肥化する等の循環利用に配慮します。

コラム

原材料調達~輸送~販売を通じた事業者の具体的な行動

事業者の活動は自然の恵みと深く関わり、国内外の生物多様性にさまざまな形で影響を与えています。また、商品やサービスを通じて消費者と生物多様性との関わりにも影響を及ぼす、重要な役割を担っています。

例えば、卸売業・小売業の場合、取り扱う商品の選択に際して「持続可能な範囲での資源の利用に配慮した原材料から作られた商品を選ぶ」ことや、商品の仕入れに際して「輸送手段において環境負荷の小さい輸送手段を利用している運送業者を選ぶ」こと、さらにその商品を店頭等で売る際には「商品の価値を消費者に伝え、選んでもらえる工夫をする」こと等、さまざまな段階で取り組むことができます。



持続可能な範囲での資源の利用



適切な水産資源管 理を行っている生 産者または販売事 業者から原材料を 調達するようにし ましょう。 適切な森林管理を

適切な森林管理を 行っている生産者 または販売事業者 から原材料を調達 するようにしまし ょう。 トラックよりも温室効果ガスの 排出が少ない鉄道コンテナを利 用している運送業者を選ぶよう にしましょう。



長距離輸送を

トラックから鉄道コンテナへ転換

船を安定させるためのバラスト水は、輸送元の海水を利用し、輸送 先の海に排水することで、海水に含まれるブランクトン等の生きものを持ち込んでしまいます。そのため、バラスト水の処理等に配慮している事業者を選ぶようにしましょう。



輸送

環境に配慮したバラスト水処理 システムによる船舶輸送

販売

生物多様性に配慮した商品、認証マーク等のある商品を消費者にわかりやすく提供する



FSC

* issue *

* issue *

* usue *

* issue *

* issue *

* issue *

* issue *







生物多様性に配慮した商品、認証マーク等のある 商品の取扱いを推進する

出典)認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用 ※認証マーク等は一例です。使用方法は各認証団体等の HP をご参照ください。

第6章 戦略の推進

第1節 推進体制

第2節 進行管理



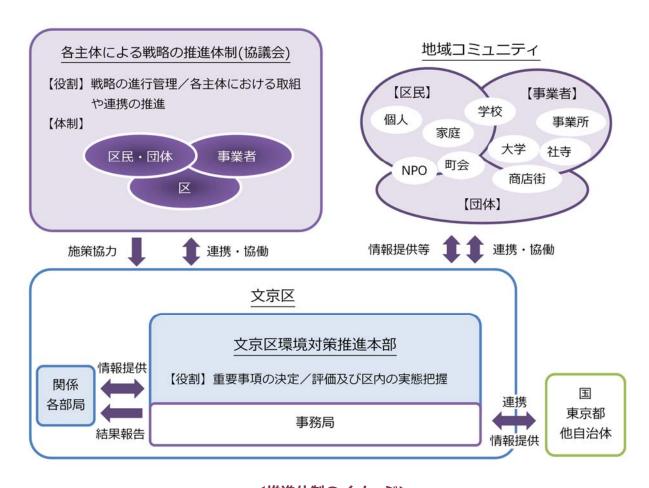
第6章 戦略の推進

第1節 推進体制

文京区が目指す生物多様性都市ビジョンの達成に向けて、区民・事業者・区等の各主体が 自らの役割に基づき、本戦略に示した取組を着実に実践していく必要があります。このため、 区は、区民・事業者との連携や協働を通じて、ライフスタイルや事業スタイルの転換を促す とともに、各種の施策を分野横断的に展開することが必要となります。

そのため、本戦略では、各主体による戦略の推進体制と、庁内組織である「文京区環境対策推進本部」を中心に、各種取組の推進と進行管理を行うこととします。

また、区民や事業者の主体的な行動を促し、生物多様性保全の取組をきっかけとした地域 コミュニティが形成されることを期待し、それぞれの立場や特性に応じた情報提供や連携・ 協働に取り組みます。



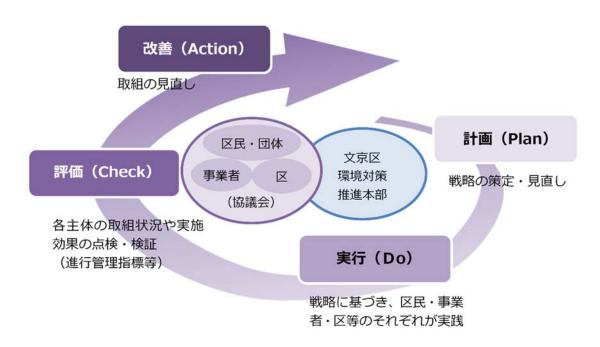
<推進体制のイメージ>

第2節 進行管理

(1) 進行管理の基本的な考え方

本戦略をより実効性の高いものとするためには、「PDCAサイクル」に基づく進行管理が必要となります。

本戦略では、進行管理指標を設定し、施策・取組の実施状況や実施効果を把握するとともに、それらの評価結果に基づき、施策・取組の見直しを継続的に行います。



<進行管理の基本的な考え方のイメージ>

(2) 進行管理指標の設定

本戦略の進行管理にあたっては、長期的にモニタリング可能な指標を設定しました。 指標は、主に「区民・事業者の生物多様性への認知度や関心度、取組状況を測る指標」と、 「区内の生物多様性の状況を把握する指標」の 2 種類で設定することとしました。

<進行管理指標>

基本目標	指標		現状 平成 29(2017)年度	将来の目安 平成 40 (2028) 年度
基本目標 I	 「生物多様性」という言葉を知っ	区民	80%	100%
「生物多様性」	ている割合	 事業者	77%	100%
を身近なもの	<u> </u>			
としての理解	身の回りの「生きもの」の存在に	区民	90%	100%
と浸透・定着を	関心がある区民の割合 			
図る				
基本目標Ⅱ	生物多様性の保全に関して取組	区民	94%	100%
生物多様性に	内容を知りたい区民の割合			
配慮した生活	生物多様性の保全への取組を実	事業者	20%	100%
スタイル等に	施している事業者の割合			
転換し、日常の	環境に配慮した商品を購入して	区民	74%	100%
中で実践する	いる割合	事業者	70%	100%
基本目標Ⅲ	生物多様性の保全・回復に向けたな	公園再	9 ケ所	現状より
生物多様性に	整備事業等を行った都市公園*※1 の	数		増加(累計)
配慮したまち				
づくりに各主				
体が取り組み、	敷地内の緑化に取り組んでいる	区民	63%	100%
身近に生物多	割合			
様性を実感で		事業者	49%	100%
きるまちを実				
現する				
基本目標IV	ビオトープマップにおけるみどりの	の面積	180ha	現状より
生物多様性と				増加
都市の発展・再				
生をバランス	区内の組の比別(組建束*笠)※2			
よく持続する	区内の緑の状況(緑被率*等)**2		※2	※2

- ・生きもの写真館に投稿された生きものや、親子生きもの調査で確認された生きものの種数についても、経年変化を追っていきます。
- ・区内動植物の状況については、平成 29 (2017) 年度に実施した施設等を対象とした定期的な 調査を実施し、動植物種や生態系の変化を把握することで、区内のビオトープの質を評価して いきます。
- ※1 江戸のみどり復活事業(生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業)に基づく再整備を行った都市公園及びその他生物多様性に配慮した再整備等を行った都市公園
- ※2 区内の緑の状況については、今後改定予定の「文京区緑の基本計画」で定められる指標を本戦略の指標としても活用します。

(3) 施策実施時期

各施策は、下表に示す実施時期を目安に推進していきます。

<施策実施時期>

横策 1-1 生物多様性の概念・暮らしや事業活動との関わり等具体的な情報発信	基本	施策の	佐笠				
施策 1-2 外来種の拡大を助除するための情報発信	目標	方向性	施策	時期			
ペットとして飼育している外来種の、適切が飼育方法の普及・啓発 施策 2-1 専門的が動植物調査の実施検討 施策 2-2 「親子生きもの調査」の実施 施策 2-3 日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿募集 生きものに関わるイベント等を活用した、生きもの写真館への投稿促進 施策 2-5 区内における動植物の確認情報(蓄積データ)等のHP等での発信 施策 2-5 区内における動植物の確認情報(蓄積データ)等のHP等での発信 施策 2-6 区庁舎や教育センターの掲示設備等を活用した、区内動植物に関連する情報 発信 「文京ふるさと学習プロジェクト(学校教育における副読本の改訂・発行)」と連携した教育の充実 「文の京ゆかりの文化人顕彰事業(史跡めぐり)」と連携した情報発信 ※自然と関連深い文人が題材だった場合 環境学習会の中での自然に関するプログラム実施検討 生物多様性のぐりの道について、区 HPや自然観察会等のイベントで活用した周知・啓発 施策 3-2 及好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 ・ 食品込み造や落ち媒、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 ・ 体策 4-1 食品残造や落ち媒、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 ・ 体策 4-2 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 ・ 中等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介 ・ 食品口ス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信 ・ 学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 ・ かとりのサポート活動ボラシティアについての周知・啓発 ・ 事業所等から発生する有機系殊薬物等の循環利用への周知・啓発 ・ 事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介 ・ 生物多様性保全に関する人材育成 ・ みとりのサポート活動ボラシティアについての周知・啓発 ・ 事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介 ・ 生物多様性保全へ取組が企業評価(ESG 投資等)につながる情報提供 ・ 事業者への地産都消の促進 ・ 体策 5-2 生物多様性保全を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 ・ 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 ・ 生物を様性ないの連携(イベント等)の検討		施策 1-1	生物多様性の概念・暮らしや事業活動との関わり等具体的な情報発信	0			
施策 2-1 専門的な動植物調査の実施検討 施策 2-2 「親子生きもの調査」の実施 施策 2-3 日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿募集 生きものに関わるイベント等を活用した、生きもの写真館への投稿促進 生きものに関わるイベント等を活用した、生きもの写真館への投稿促進 産きものに関わるイベント等を活用した、区内動植物に関連する情報 発信		施策 1-2	外来種の拡大を防除するための情報発信	0			
施策 2-2			ペットとして飼育している外来種の、適切な飼育方法の普及・啓発	0			
施策 2-3 日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿募集 (生きものに関わるイベント等を活用した、生きもの写真館への投稿促進 (単きものに関わるイベント等を活用した、生きもの写真館への投稿促進 (単議 2-4 生きもの図鑑の作成・発行 (施策 2-5 区内における動植物の確認情報 (蓄積データ)等のHP等での発信 (連議 2-6 区庁舎や教育センターの掲示設備等を活用した、区内動植物に関連する情報 発信 (東京 3-1 親子生きもの調査や自然散策会等の開催 (「文京ふるさと学習プロジェクト (学校教育における副読本の改訂・発行)」と連携した教育の充実 (文の京ゆかりの文化人顕彰事業(史跡めぐり)」と連携した情報発信 (金)		施策 2-1 専門的な動植物調査の実施検討					
生きものに関わるイベント等を活用した、生きもの写真館への投稿促進 施策 2-4 生きもの図鑑の作成・発行 施策 2-5 区内における動植物の確認情報(蓄積データ)等のHP等での発信 施策 2-6 区庁舎や教育センターの掲示設備等を活用した、区内動植物に関連する情報 発信		施策 2-2	! 「親子生きもの調査」の実施	•			
施策 2-4 生きもの図鑑の作成・発行 施策 2-5 区内における動植物の確認情報(蓄積データ)等のHP等での発信 施策 2-6 区庁舎や教育センターの掲示設備等を活用した、区内動植物に関連する情報 発信 施策 3-1 親子生きもの調査や自然散策会等の開催 「文京ふるさと学習プロジェクト(学校教育における副読本の改訂・発行)」と連携した教育の充実 「文の京ゆかりの文化人顕彰事業(史跡めぐり)」と連携した情報発信 ※自然と関連深い文人が題材だった場合 環境学習会の中での自然に関するプログラム実施検討 生物多様性のぐりの道について、区 HP や自然観察会等のイベントで活用した周知・啓発 施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発		施策 2-3 日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿募集					
 施策 2-5 区内における動植物の確認情報(蓄積データ)等のHP等での発信 応策 2-6 区庁舎や教育センターの掲示設備等を活用した、区内動植物に関連する情報 発信 施策 3-1 親子生きもの調査や自然散策会等の開催 「文京ふるさと学習プロジェクト(学校教育における副読本の改訂・発行)」と連携した教育の充実 「文の京ゆかりの文化人顕彰事業(史跡めぐり)」と連携した情報発信※自然と関連深い文人が題材だった場合環境学習会の中での自然に関するプログラム実施検討生物多様性めぐりの道について、区 HP や自然観察会等のイベントで活用した周知・啓発 施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 佐藤 4-2 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 HP等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介食品口工削減の取組等と連携した消費行動の情報発信学校給食における「和食の日」と連携した情報発信学校給食における「和食の日」と連携した情報発信のよりのサポート活動ポランティアについての周知・啓発事業者へのもか多様性保全に関する人材育成みどりのサポート活動ポランティアについての周知・啓発事業者の生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介生物多様性保全への取組が企業評価(ESG投資等)につながる情報提供事業者への都産都消の促進 施策 5-2 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介を物立公園等での連携(イベント等)の検討 			生きものに関わるイベント等を活用した、生きもの写真館への投稿促進	0			
### ### ### ### ### ### ### ##	 	施策 2-4	生きもの図鑑の作成・発行	0			
### ### ### ### ### ### ### ##	埜 本	施策 2-5	区内における動植物の確認情報(蓄積データ)等のHP等での発信	0			
「文京ふるさと学習プロジェクト(学校教育における副読本の改訂・発行)」 と連携した教育の充実	目標	施策 2-6		0			
と連携した教育の充実 「文の京ゆかりの文化人顕彰事業(史跡めぐり)」と連携した情報発信 ※自然と関連深い文人が題材だった場合 環境学習会の中での自然に関するプログラム実施検討 生物多様性めぐりの道について、区 HP や自然観察会等のイベントで活用し た周知・啓発 施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 ・ 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 ・ HP等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介 食品口ス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信 ・ 学校給食における「和食の日」と連携した消費行動の情報発信 ・ 学校給食における「和食の日」と連携した消費行動の情報発信 ・ 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成 ・ みどりのサポート活動ボランティアについての周知・啓発 ・ 事業所等から発生する有機系廃棄物等の循環利用への周知・啓発 ・ 事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介 ・ 生物多様性保全への取組が企業評価(ESG 投資等)につながる情報提供 ・ 事業者への都産都消の促進 ・ 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介 ・ 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 ・ 国の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 ・ 都立公園等での連携(イベント等)の検討	I	施策 3-1	親子生きもの調査や自然散策会等の開催	•			
※自然と関連深い文人が題材だった場合 環境学習会の中での自然に関するプログラム実施検討 生物多様性めぐりの道について、区 HP や自然観察会等のイベントで活用した た周知・啓発 施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 HP等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介 食品ロス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信 学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 施策 4-3 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成みどりのサポート活動ボランティアについての周知・啓発 事業者へのサッ多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介 生物多様性保全への取組が企業評価(ESG投資等)につながる情報提供 事業者への都産都消の促進 施策 5-2 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 国の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 都立公園等での連携(イベント等)の検討				•			
生物多様性めぐりの道について、区 HP や自然観察会等のイベントで活用した周知・啓発 施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 HP 等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介 食品口ス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信 学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 の 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成 みどりのサポート活動ボランティアについての周知・啓発 事業所等から発生する有機系廃棄物等の循環利用への周知・啓発 事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介 生物多様性保全への取組が企業評価(ESG 投資等)につながる情報提供 事業者への都産都消の促進 施策 5-2 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 国の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 都立公園等での連携(イベント等)の検討				•			
 応策 3-2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 施策 4-2 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			環境学習会の中での自然に関するプログラム実施検討	•			
施策 3-2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施 施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 施策 4-2 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 旧P等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介 食品ロス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信 学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成 みどりのサポート活動ボランティアについての周知・啓発 事業所等から発生する有機系廃棄物等の循環利用への周知・啓発 事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介 生物多様性保全への取組が企業評価(ESG 投資等)につながる情報提供 事業者への都産都消の促進 施策 5-2 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 重の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 都立公園等での連携(イベント等)の検討				0			
施策 4-1 食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発 佐藤 4-2 生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介 ○ 日P等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介 ○ 食品口ス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信 ○ 学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 ○		施策 3-2	2 友好都市等と連携した山村体験・自然体験事業の実施	•			
HP 等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介 食品口ス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信 学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 ② 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成 みどりのサポート活動ボランティアについての周知・啓発 事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介 生物多様性保全への取組が企業評価(ESG 投資等)につながる情報提供 ③ 事業者への都産都消の促進 ② 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 ③ 施策 5-2 個の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 都立公園等での連携(イベント等)の検討		施策 4-1	食品残渣や落ち葉、剪定枝等の堆肥等への有効利用を周知・啓発	•			
食品ロス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信		施策 4-2	生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)や企業の紹介	0			
学校給食における「和食の日」と連携した情報発信 ○			HP 等を活用した、都産都消の事例(フード・マイレージ等の考え方)の紹介	0			
施策 4-3 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成			食品ロス削減の取組等と連携した消費行動の情報発信	•			
基本 目標			学校給食における「和食の日」と連携した情報発信	0			
画標 一		施策 4-3	3 区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成	•			
画標 一	基 本		みどりのサポート活動ボランティアについての周知・啓発	•			
事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介		施策 5-1	事業所等から発生する有機系廃棄物等の循環利用への周知・啓発	•			
事業者への都産都消の促進 施策 5-2 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 施策 6-1 国の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 都立公園等での連携(イベント等)の検討	憬		事業者への生物多様性に配慮した商品(認証・エコラベル等)の紹介	0			
施策 5-2 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介 © 生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 © 面の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 都立公園等での連携(イベント等)の検討 ●	I		生物多様性保全への取組が企業評価(ESG 投資等)につながる情報提供	0			
生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介 ○ 施策 6-1 国の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 都立公園等での連携(イベント等)の検討 ●		事業者への都産都消の促進					
施策 6-1 国の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流 ● 都立公園等での連携 (イベント等) の検討 ●		施策 5-2	2 他事業者による先進的な取組について、セミナー等での紹介	0			
都立公園等での連携(イベント等)の検討 ●			生物多様性に配慮した経営を検討する事業者に対する、専門家等の紹介	0			
		施策 6-1	国の取組や東京都等の仕組みを活用した他自治体との情報共有・交流	•			
区の友好都市等との情報交換やイベント等での連携 ●			都立公園等での連携(イベント等)の検討	•			
			区の友好都市等との情報交換やイベント等での連携	•			

【実施時期の凡例】 ●実施中 ◎おおよそ3年以内に実施 ◆随時実施(改訂・改修等のタイミングで実施)

基本	施策の		実施
目標	方向性	施策	時期
	施策 6-2	区内の現状把握やデータベースの構築等における、大学・研究機関との連携 検討	0
基本目標		大学生等と連携したイベントや調査の実施、各大学間の連携の仕組みづくり の検討	0
標		生物多様性に配慮した緑化を効果的に進めるための情報交換	0
П	施策 6-3	生物多様性に関わる活動を行う個人や団体、事業者等の活動紹介・情報共有	0
		環境関連団体等に対する、生物多様性の保全に資する知識や技術(植栽、草刈 方法等)に関する情報提供	0
		環境関連団体等と、イベントや調査等における連携・協働	•
	施策 7-1	在来種・地形・水辺との連続性に配慮した植栽整備の推進	•
		鳥や蝶等の餌となる花や木の実等がなる木の植栽検討	•
		昆虫等の生息環境に配慮した植え込み地の管理	•
		水施設がある公園での、親水性が高く水辺を楽しめる施設整備	•
		生きものの生息空間として、立地上特に重要な公園における、水施設の新設や	•
		小規模なビオトープづくり	
		ヘドロやごみの撤去等の維持管理・水質改善	•
		樹木が健全に育つための、剪定等の適正な維持管理	•
		落ち葉や剪定枝葉の堆肥化・チップ化等を公園の植え込み地の土壌に還元	•
		区民参画による公園管理	•
		公園の全面改修時の、区民参画による公園づくり	•
基		公園等に生息する生きもの案内板の設置検討	•
基 本 標		生態系への影響や人間への危険性が大きい外来種等の管理	•
標	施策 7-2	区庁舎における生物多様性に配慮した草刈り方法等検討	0
Ш		公共施設の外構や庭等における、生物多様性に配慮した緑化	•
	施策 7-3	主要な幹線道路での、街路樹・植栽帯の整備・維持管理における地域特性に応	
		じた多様な緑化の推進	
	施策 8-1	苗木の配布や啓発	•
		区民への手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介	0
		生物多様性に配慮した(緑化)ガイドブック等の作成	0
		生垣造成や屋上緑化等への緑化助成	•
		屋敷林の維持管理に必要な助成の実施	•
	施策 8-2	生物多様性に関する認証制度の周知及び認証取得事業者の HP 等を活用した	0
		事例紹介	
		事業所での手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介	0
		(再掲)生垣造成や屋上緑化等への緑化助成	•
	施策 9-1	保護樹林・樹木指定制度に基づく、維持管理費用の一部を助成する等の支援	•

【実施時期の凡例】 ●実施中 ◎おおよそ3年以内に実施 ◆随時実施(改訂・改修等のタイミングで実施)

基本	施策の		施策	
目標	方	 白性	加 地宋	
	施策 9-2		緑化重点地区への位置づけの推進	0
			市民緑地制度の活用検討	0
			緑地が有する防災機能に着目した、機能の維持・管理への配慮	•
			台地上に立地する公園等雨水の保全等で重要な箇所の雨水浸透への配慮	•
			崖線に残された緑地や湧水の自然豊かな空間維持	•
基	施策	9-3	六義園、小石川後楽園、肥後細川庭園等は、文化・歴史と生物多様性を一体的 に味わえる空間として活用を検討	•
基本目標			風致地区や、都市計画公園としての緑や崖線、河川が織りなす、すぐれた景観 維持	•
Ш			文京花の五大まつり等のイベントについて、一部経費を助成する等の支援	•
	施策	10-1	区全体の生きものの生息・移動空間のネットワーク化を図ることによる、エコ	
			ロジカル・ネットワークの充実	•
	施策	10-2	神社や仏閣、巨木、公園等の歴史・文化・自然環境を結ぶ緑の散歩道の一体化	•
	施策	11-1	外来種等の防御・駆除、カラス対策等の実施	•
			東京都との連携により危険な外来種への適切な対応	•
	施策	11-2	愛玩動物の適正な飼育の普及、啓発や飼い主のマナーの向上	•
	施策	12-1	(再掲)生物多様性に配慮した(緑化)ガイドブック等の作成	0
基土			(再掲) 生物多様性に関する認証制度の周知及び認証取得事業者の HP 等を 活用した事例紹介	0
基 本 目 標			事業者に対して、生物多様性への配慮に活用可能な補助事業等の情報提供	0
標	施策	12-2	緑地協定制度等の活用研究	0
IV			文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導	•
			今後都市基盤更新の際の、緑を再生することによる、緑のネットワーク形成	•
	施策	13-1	公共施設の改修・建て替え時における、新たな緑の創出や植栽への配慮	•

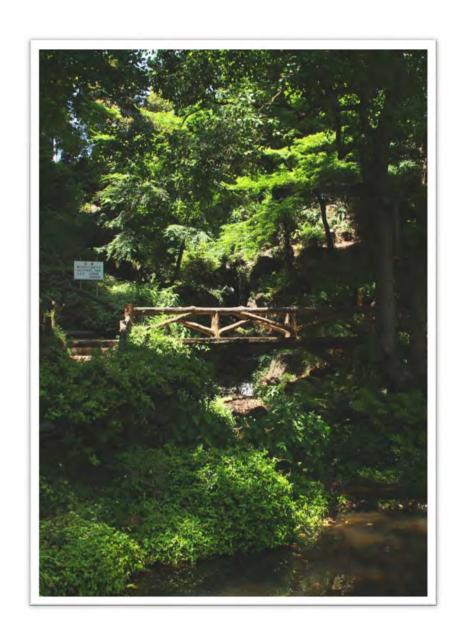
【実施時期の凡例】 ●実施中 ◎おおよそ3年以内に実施 ◆随時実施(改訂・改修等のタイミングで実施)

資料編

.....

(1) 検討経過

(2) 用語集



(1) 検討経過

本戦略の策定にあたり、文京区生物多様性地域戦略協議会において検討を行いました。また、
庁内における検討は、文京区環境対策推進本部及び文京区環境問題連絡幹事会で行いました。

■文京区生物多様性地域戦略協議会の検討経過

回数	開催日	検討内容等		
1	2018 (平成 30) 年 3月19日 (月)	(仮称)文京区生物多様性地域戦略の策定について基礎調査結果の概要について基礎調査の結果に基づく課題と計画の方針について		
2	4月11日(水)	▶ 現地調査地見学会		
3	8月6日(月)	(仮称)文京区生物多様性地域戦略 骨子(案)について		
4	10月24日 (水)	▶ 文京区生物多様性地域戦略(素案)について▶ 概要版作成方針(案)について		
5	2019(平成 31)年 1月22日(火)	▶ 文京区生物多様性地域戦略(案)について▶ 概要版(案)について		

■文京区環境対策推進本部の検討経過

回数	開催日	検討内容等		
1	2017 (平成 29) 年 7月5日 (水)	▶ (仮称)文京区生物多様性地域戦略の策定について		
2	2018 (平成 30) 年 11月7日 (水)	文京区生物多様性地域戦略(素案)について		
3	2019 (平成 31) 年 1月30日 (水)	文京区生物多様性地域戦略(案)について		

■文京区環境問題連絡幹事会の検討経過

回数	開催日	検討内容等		
1	2017 (平成 29) 年 6月7日 (水)	(仮称)文京区生物多様性地域戦略の策定について今後の予定について		
2	2018 (平成30) 年 3月8日 (木)	基礎調査結果の概要について基礎調査の結果に基づく課題と計画の方針について		
3	7月18日(水)	▶ (仮称)文京区生物多様性地域戦略 骨子(案)について		
4	10月3日(水)	文京区生物多様性地域戦略(素案)について概要版作成方針(案)について		
5	12月26日 (水)	文京区生物多様性地域戦略(案)について概要版(案)について		

■文京区生物多様性地域戦略協議会 委員・幹事 名簿 (敬称略)

区分	大名 大名			所属・役職等		
学識	会長	石川	幹子	中央大学理工学部 人間総合理工学科 教授		
経験者	副会長	中山	智晴	文京学院大学人間学部 コミュニケーション社会学科 教授		
	委員	諸留	和夫	文京区町会連合会 副会長		
関	委員	吉野	文江	文京区女性団体連絡会 企画部長		
係団	委員	栗田	洋	文京区商店街連合会 副会長		
係団体推薦	委員	松下	和正	東京商工会議所文京支部 建設分科会 副分科会長		
薦	委員	高橋	康夫	N P O法人 エコ・シビルエンジニアリング研究会-市民環境村塾 代表理事		
	委員	荒尾	稔	NPO法人 環境ネットワーク・文京		
	委員	池原	庸介	公募委員		
公	委員	伊藤	千恵	公募委員		
公募委員	委員	小堺	智子	公募委員		
貝	委員	佐野	裕隆	公募委員		
	委員	牟田	靜	公募委員		
事業者	委員	上土井	‡ 敦	学校法人 順天堂 総務局施設部施設課長		
	幹事	吉岡	利行	企画政策部長(平成 30 年 3 月 31 日まで)		
	幹事	久住	智治	企画政策部長(平成 30 年 4 月 1 日より)		
	幹事	林 顕一		区民部長(平成 30 年 3 月 31 日まで)		
	幹事	松井	良泰	区民部長(平成 30 年 4 月 1 日より)		
	幹事	田中	芳夫	アカデミー推進部長(平成 30 年 3 月 31 日まで)		
	幹事	小野	光幸	アカデミー推進部長(平成 30 年 4 月 1 日より)		
区職員	幹事	中島	均	都市計画部長		
員	幹事	中村	賢司	土木部長		
	幹事	松井	良泰	資源環境部長(平成 30 年 3 月 31 日まで)		
	幹事	山本	育男	資源環境部長(平成 30 年 4 月 1 日より)		
	幹事	久住	智治	教育推進部長(平成 30 年 3 月 31 日まで)		
	幹事	山﨑	克己	教育推進部長(平成 30 年 4 月 1 日より)		
	幹事	竹田	弘一	施設管理部施設管理課長(平成 30 年 3 月 31 日まで)		
	幹事	福澤	正人	施設管理部施設管理課長(平成 30 年 4 月 1 日より)		

文京区生物多様性地域戦略協議会設置要綱

29 文資環第 414 号平成 29 年 7 月 14 日区長決定

(設置)

第1条 文京区における生物多様性の理解を深め、その重要性を共有し、地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する文京区生物多様性地域戦略(以下「戦略」という。)に関して検討するため、文京区生物多様性地域戦略協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 文京区における生物多様性に関する現状の分析及び把握並びに課題の抽出に関すること。
 - (2) 戦略の内容に関すること。
 - (3) その他区長が必要があると認めた事項

(構成)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員14人以内をもって構成する。
 - (1) 学識経験者 2人以内
 - (2) 公募区民 5人以内
 - (3) 区内関係団体の推薦による者 6人以内
 - (4) 区内事業者の代表 1人
- 2 前項第2号に規定する公募区民の委員は、別に定める文京区生物多様性地域戦略協議会公募委員募 集要領により募集する。

(委員の任期等)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内の日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、公募区民の委員に欠員が生じたときは、これを補充しない。 (会議)
- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、学識経験者の中から委員の互選によって選出し、協議会を統括する。
- 3 副会長は、学識経験者の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 6 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(幹事)

- 第6条 協議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、 教育推進部長及び施設管理部施設管理課長の職にある者とする。
- 3 幹事は、協議会に出席し、その意見を述べることができる。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

(2) 用語集

【ア行】

●愛玩動物

愛玩することを目的として飼養される動物のことをいいます。

●暗渠

地下に埋めたり、蓋をかけたりした水路のことをいいます。

エコラベル

地球環境の保全や環境負荷の低減等に役立つと認定された商品につけるマークのことをいいます。

●エコロジカル・ネットワーク

生物多様性の拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹等でつなぎ、生きものが移動できるよう にすることで、多種多様な生きものが暮らしやすい状況がつくられた状態のことをいいます。

●エコロジカル・フットプリント

私たちの生活が、どれぐらい地球や環境に負担を与えているかを表す指標のことをいいます。

●温室効果ガス

地球を暖める温室効果の性質を持つ気体のことをいいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの一部、パーフルオロカーボンの一部、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の気体が対象になっています。

【力行】

●カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において排出される CO_2 等の温室効果ガスについて、削減努力を行った上で、 どうしても排出される分を、その排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等に より埋め合わせる考え方のことをいいます。

●開渠

地下に埋めたり、蓋をしたりしていない水路のことをいいます。

●開析谷

台地状の地形が川等によって浸食されてできた谷のことをいいます。

● **崖線**

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことをいいます。

●外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことをいいます。

外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の略称で、問題を引き起こす海外起源の外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いの規制や防除等を行うこととしています。

●気候変動

地球の気候が何かしらの形で変化すること全般において用いられています。気温の上昇や低下、 それ以外にも降水量や雲量の変化等も気候変動の要素に含まれています。

●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。

国内由来の外来種

日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた外来種のことをいいます。

●コベネフィット(Co-Benefit)

一つの活動がさまざまな利益につながっていくことをいいます。例えば、森林の保全によって、 生物多様性の保全につながり、洪水を防ぐ等の効果もあることをいいます。

【サ行】

●在来種

本来の分布域に生息・生育する生きもののことをいいます。

●里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地等 で構成される地域のことをいいます。

● サプライチェーン(Supply Chain)

ある商品が、原材料が調達されてから、消費者に届くまでのプロセスのつながりのことをいいます。

●市民緑地制度

良好な都市環境の形成を図るため、民有地の所有者が地方公共団体等に申出して契約を結び、一般の利用に供する緑地等を設置、管理することができる制度のことです。

●水源涵養

土壌が降水を貯留して、河川へ流れ込む水の量を平準化することで洪水を緩和するとともに、川 の流量を安定させることをいいます。

●生態系

ある地域に生息するすべての生きものと、それを取り巻く環境も含めて生態系といいます。

●生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とした法律です。本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき 13 の基本的施策等、我が国の生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されています。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務等が規定されています。

●生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のことです。

●生物多様性条約

世界全体で生物多様性の問題に取り組むためにつくられた条約です。本条約には、先進国の資金により開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組みと、先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがあり、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援が行われることになっています。また、生物多様性に関する情報交換や調査研究を各国が協力して行うことになっています。

生物多様性条約締結国会議

生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議(Conference of the Parties: COP)のことで、概ね2年に1回開催されます。

【夕行】

●地産地消

その地域で生産された農林水産物等を、その生産された地域内で消費することをいいます。

●ディスサービス(Disservice)

dis(反対や否定を示す言葉)と service(有益な活動)から派生した単語で、害や迷惑を意味します。

●底生生物

海・湖沼・河川等の水底に生息する生きものの総称です。

●手づくりビオト-プ

住宅の庭やベランダ、事業所の外構等の限られた空間を利用して、生きものの暮らす場所(ビオトープ)を手づくりすることを、本戦略では「手づくりビオトープ」と呼んでいます。

●都産都消

東京都内で実践する地産地消のことをいいます。

●都市計画公園

都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設のことをいいます。

●都市公園

都市公園法に基づき国及び地方公共団体が設置する公園及び緑地のことをいいます。

●土壌生物

土壌中に生息する動物(モグラ、ミミズ等)と、細菌等の微生物を合わせて土壌生物といいます。

【ナ行】

●にじゅうまるプロジェクト

生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)の成果である「愛知ターゲット」の目標達成のために、市民団体・企業・自治体等が、自分たちのできることで「愛知ターゲット」への貢献を宣言(にじゅうまる宣言)し、登録していく取組で、「愛知ターゲット」達成のための一つのチームを作り上げる事業のことです。

燃料電池自動車

水素、炭化水素、アルコール等を燃料にして、電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから 電力を取り出す(発電する)電池のことを燃料電池といい、この燃料電池の電気で動く自動車の ことを燃料電池自動車といいます。

【八行】

●ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいいます。「ヒートアイランド現象」の 主な要因として、建物や自動車等からの排熱の増加、都市形態の高密度化、建物やアスファルト によって地表面が覆われること等が考えられます。

●ビオトープ

一般的には、都市や農村、山林等も含むあらゆる場所において生きものの棲み着くことのできる場所をいいます。区内においても大規模な公園や庭園等に限らず、街路樹や施設の外構、住宅のみどり等も生きものが棲み着くことのできる場所であるため、本戦略ではビオトープと表現しています。

●風致地区

都市内の自然的景観を維持し、樹林地等の緑の保存を図るべき区域に指定する環境保全のための 都市計画制度で、建築構造(建築物の高さ、建ペい率、外壁の後退距離の限度、建築物の位置、形 態、意匠、工作物の制限)、宅地の造成、木竹の伐採等の規制を条例で定め、林地等の保存及び風 致景観の維持を図るためのものです。

● フード・マイレージ(Food Mileage)

食料 (Food) の輸送量に輸送距離 (Mileage) を乗じた指標のことで、生産地から食卓までの距離 が短い食料を食べて輸送に伴う環境負荷を低減していく目的で使われています。

【マ行】

●みどり東京・温暖化防止プロジェクト

温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業のことです。

緑と水のネットワーク軸

まとまった緑の空間を相互に結び、回遊性を高め、さまざまな生きものが生息できる環境を形成するため、人と生きものが行き交うネットワーク軸のことを、「文京区都市マスタープラン」では「緑と水のネットワーク軸」として位置付けています。

●緑の散歩道

旧大名庭園や大学等の歴史に培われた緑の拠点と、神社、仏閣や巨木等のまちの身近な緑をつなぎ、個性あるまちの風情に触れながら楽しく快適に歩けるように整備した道のことです。

【ヤ行】

●有機系廃棄物

食品残渣や落ち葉、剪定枝といった、動植物に由来する有機物を主な成分とする廃棄物のことをいいます。

【ラ行】

●緑地協定制度

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度のことです。

●緑被率

一定区域の中で、樹林や草地等で地上が覆われた面積が占める割合のことです。

●緑化重点地区

都市緑地法4条に基づき市区町村が策定できる緑の基本計画において、緑地の保全及び緑化の推進を重点的に図ることを定めた地区のことです。

レインフォレスト・アライアンス認証

レインフォレスト・アライアンス(Rainforest Alliance)認証は、農業、林業、観光業の事業者が 監査を受け、環境・社会・経済面のサステナビリティを義務付けた基準に準拠していると判断されたことを意味します。農業認証の基準策定は SAN(Sustainable Agriculture Network)が担 当し、農場ないしは 100 を超える生産品目に適用する持続可能な農業基準と関連する他の指針や 諸基準の開発を行っています。認証取得には、認定を受けた検査機関による認証審査や各種基準 の遵守、認証契約の締結等、厳格な要件が定められています。

レッドデータブック

レッドリスト等に基づき、絶滅のおそれのある野生生物の生息状況等をとりまとめて編さんした 書物のことです。

●レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのことです。国際的には国際自然保護連合 (IUCN)が 作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO 等が作成しています。

【英語】

CSR

CSR とは、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)の略語で、企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行う等の責任があることをいいます。

ESG

ESG とは、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字を取った もので、これらに関する情報を考慮した投資のことを ESG 投資といいます。

● FSC[®]認証

FSC®認証とは、適切な森林管理が行われていることを認証する「FM (Forest Management:森林管理)認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材、またはその木材でつくられた商品であることを認証する「CoC (Chain of Custody:加工・流通過程)認証」の2種類の認証制度のことをいいます。環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合等の代表者から構成される NPO である FSC (Forest Stewardship Council®:森林管理協議会)が運営しています。

● MSC 認証

MSC 認証とは、持続可能で適切に管理されている漁業を認証する「漁業認証」と、認証された水産物が流通・加工過程で、非認証水産物と混ざることを防ぐ CoC (Chain of Custody:加工・流通過程) 認証の 2 種類があります。国際的な NPO である MSC (Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)により管理・促進されており、FAO (the Food and Agriculture Organization of the United Nations:国際連合食糧農業機関)の水産物工コラベルのガイドラインに準拠しています。

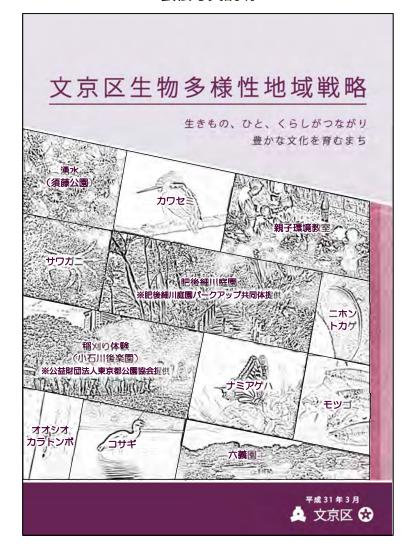
● RSPO 認証

RSPO 認証とは、RSPO(Roundtable on Sustainable Palm Oil:持続可能なパーム油のための円卓会議)が定める P&Cs(Principles & Criteria:8の原則と43の基準)に基づく審査を通った場合のみ、認証が与えられます。認証には2種類あり、(1)農園・搾油所の認証(P&C 認証)、(2)搾油所より下流の認証(SCC(Supply Chain Council)認証)のいずれかをサプライチェーンに関わる全ての企業が取得して初めて認証品となります。

SDGs

SDGs とは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略語で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016年から 2030年までの国際目標のことです。

表紙写真説明



※第2章~第6章の扉のポスターは、平成30年度環境保全ポスター図案コンクール金賞・銀賞作品です。 第1章、資料編の扉の写真は、それぞれ千石緑地と須藤公園です。

文京区生物多様性地域戦略

平成31年3月発行

編集・発行 文京区資源環境部環境政策課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16番 21号

電話 03 (3812) 7111 (代表)

印刷物番号 H0118017





生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち